

熊取町議会委員会会議録

議員全員協議会

令和4年2月14日開催

令和4年3月14日開催

熊 取 町 議 会

目 次

〔議員全員協議会（2月14日）〕

消防団員の処遇改善等について	2
熊取町産業振興アクションプログラム（案）及び産業活性化基金事業補助金の見直しについて	5
「子どもの権利に関する条例」の制定について	12
令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（町単独事業）の支給について	16
子ども医療費助成の対象者の拡大について	17
熊取町立地適正化計画（案）について	19
第2次熊取町耐震改修促進計画中間検証について	21
公民館・町民会館整備について	22
その他報告	25
1. 新令和4年度国保「市町村標準保険料率」等について	25

〔議員全員協議会（3月14日）〕

地方創生臨時交付金活用事業について	30
熊取町公共施設等総合管理計画の改訂について	33
その他報告	35
1. 地区公民館等の耐震化に対する補助について	35
2. 令和3年人事院勧告への対応について	35
3. 令和4年度税制改正（案）について	36

議 員 全 員 協 議 会

月 日 令和4年2月14日（月曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員	1	番	田 中 豊 一	2	番	大 林 隆 昭
	3	番	浦 川 佳 浩	4	番	坂 上 昌 史
	5	番	文 野 慎 治	6	番	鱧 谷 陽 子
	7	番	田 中 圭 介	8	番	河 合 弘 樹
	10	番	渡 辺 豊 子	11	番	二 見 裕 子
	13	番	江 川 慶 子	14	番	坂 上 巳生男
欠席議員	9	番	矢 野 正 憲			
説明員	町	長	藤 原 敏 司	副 町 長		南 和 仁
	教 育 長		岸 野 行 男	総 合 政 策 部 長		明 松 大 介
	総 合 政 策 部 理 事		野 津 恵	総 合 政 策 部 理 事		東 野 秀 毅
	総 務 部 長		林 利 秀	住 民 部 長		巖 根 晃 哉
	健 康 福 祉 部 長		山 本 雅 隆	健 康 福 祉 部 理 事		木 村 直 義
	都 市 整 備 部 長		田 中 耕 二	都 市 整 備 部 理 事		濱 田 隆 之
	教 育 次 長		阪 上 敦 司	教 育 委 員 会		原 田 哲 哉
	危 機 管 理 課 長		藤 原 孝 二	事 務 局 理 事		山 原 栄 次
	生 活 福 祉 課 長		降 井 広 志	産 業 振 興 課 長		松 浪 敬 一
	保 険 年 金 課 長		阪 上 正 順	子 育 て 支 援 課 長		馬 場 高 章
	生 涯 学 習 推 進 課 長		立 石 則 也	ま ち づ く り 計 画 課 長		大 屋 真 志
事 務 局	議 会 事 務 局 長		藤 原 伸 彦	参 事 書 記		瀬 野 裕 三

案 件

- 1) 消防団員の処遇改善等について
- 2) 熊取町産業振興アクションプログラム（案）及び産業活性化基金事業補助金の見直しについて
- 3) 「子どもの権利に関する条例」の制定について
- 4) 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（町単独事業）の支給について
- 5) 子ども医療費助成の対象者の拡大について
- 6) 熊取町立地適正化計画（案）について
- 7) 第2次熊取町耐震改修促進計画中間検証について
- 8) 公民館・町民会館整備について
- 9) その他報告
 - ・新令和4年度国保「市町村標準保険料率」等について

議長（二見裕子君）皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜り、ありがとうございます。

本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は12名であります。なお、矢野議員から欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

(「13時30分」開会)

議長(二見裕子君) 本日の案件は、消防団員の処遇改善等についてほか7件、その他報告が1件であります。

発言をされる方は、挙手の上着座で、マスクはつけたまま発言していただきますようお願いいたします。

なお、本日の会議では、新型コロナウイルス感染対策として、換気のために一部の窓を開けておりますので、ご了承ください。

また、案件の終わられた方は会議の途中で退室いただいても結構ですので、申し添えます。

それでは、案件1、消防団員の処遇改善等についての件を説明願います。藤原危機管理課長。危機管理課長(藤原孝二君) それでは、消防団員の処遇改善等につきましてご説明申し上げます。

内容につきましては3点ございます。

まず、1点目は処遇改善についてです。

消防団員の処遇改善の経緯につきましては、全国的に消防団員が年に1万人以上減少する事態が継続する危機的状況となっており、総務省消防庁では、消防団員の処遇改善を行うことで団員のモチベーション向上や家族の理解につなげ、ひいては団員の確保に資するべく、報酬や出動手当、特に地震、風水害等の災害に係る出動手当の引上げについて、令和2年12月に消防団員の適切な処遇の在り方に関する検討会を設けて検討を行ったところです。この検討結果を踏まえ、令和3年4月13日付で消防庁長官から通知が発出され、非常勤消防団員の報酬等の基準を定めるとともに、令和4年4月からの適用が要請されてございます。

本町といたしましては、当該国の要請を踏まえつつ、併せて府内市町村の状況を勘案しながら検討を重ねた結果、本町消防団の処遇改善を令和4年4月から実施する予定でございます。

その改善内容は、②をご覧ください。

これまで費用弁償として支給しておりました各手当を出動報酬として拡充いたしました。表の右側の現行の欄のとおり、火災等災害への出動、訓練等は1回2,000円としておりましたが、活動内容によって区分いたしまして、水火災等災害への出動は4時間までの活動を1回4,000円とし、従事時間が4時間を超えた場合に8,000円を支給するものです。

備考にあります国の基準について、短時間の出動となる場合には標準額と均衡の取れた額とし、結果として8,000円より低額となることも差し支えないとする解釈が示されており、本町と同様に、従事時間に応じた形で出動報酬を支給する予定としている市町村は府内で27団体となっているところです。

次に、団長の命による警戒または訓練への出動については、今回新たな区分をつくるもので、消防団の年間計画にある訓練や何らかの要因による消防団活動としての警戒活動に支給するもので、1日当たり3,500円を支給するものです。

次に、その他の出動については、各分団の独自の資機材取扱訓練や走行訓練などの活動のほか、最下段の啓蒙活動も対象に考えており、1日当たり2,500円を支給するものです。

また、下から2段目の各分団機関員への手当につきましては、消防車両の操作が特定の団員に限らず、全団員が随時操作に当たる消防団の活動実態を踏まえ、廃止することといたしました。

以上が処遇改善の内容となります。

なお、当該改善による町予算への影響といたしましては、約150万円程度の増額が生じる見込みとして、令和4年度当初予算に計上する予定でございます。

次に、2点目の組織強化につきましてご説明いたします。

近年の災害の多発化、激甚化への備えとして、地域防災力の中核を担っていただいている消防団の組織について、団員確保と体制強化を図るべく改善を行うものです。

まず、副団長の定員につきましては、消防団の指揮監督を行う団本部の体制強化を図るため、副団長を1名増員し3名体制とするもので、これに伴い、備考にあるように、消防団員の定数を1名増員し79名とするものです。

また、消防団員任用の資格要件については、現行は20歳以上の熊取町住民と限定しているものを、成人年齢の引下げ及び消防長の団員確保に係る通知を踏まえて18歳以上の在住、在勤、在学者へと資格要件を緩和し、将来的に意欲ある消防団員の継続的な確保につなげるものです。

次に、資料の2ページをご覧ください。

次に、3点目の公務災害補償制度の変更につきましてご説明いたします。

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部改正により、年金担保貸付制度が令和4年3月31日で終了となり、消防団員等が公務災害補償を受ける権利を担保とする特例制度も同様に終了となるものです。

そして、今後の予定ですが、ただいまご説明した3点に係る関係条例について所要の改正を行う予定としております。処遇改善に係る条例として非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例を、組織強化に係る条例として消防団設置等条例の一部を改正する条例を、公務災害補償制度に係る条例として消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を3月定例会に上程させていただき予定でございます。ご可決いただきましたら令和4年4月1日からの施行を予定しているところでございます。

以上で説明を終わります。

議長（二見裕子君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。田中圭介議員。

7番（田中圭介君）処遇改善ありがとうございます。

1点ちょっと聞きたいんですけど、組織強化の点で資格要件のところ、移住者プラス勤務者、通学者となっているんです。これは通われている学生という認識とかでいいですね。

議長（二見裕子君）藤原危機管理課長。

危機管理課長（藤原孝二君）田中圭介議員おっしゃるとおり、大学生の方を、門戸を広げるという形で考えているところでございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）今、5分団に分かれていると思うんですけど、その配分というんですか、どの分団に所属するということまではまだ決まっていないですか。

議長（二見裕子君）藤原危機管理課長。

危機管理課長（藤原孝二君）その件も、議員おっしゃるとおり、どの分団にとかいう形では現在まだ考えてございません。将来的に消防団員の成り手が不足した場合、現状、町住民だけというところについて門戸を広げる形で、在学、在勤の方という形で要件を広げさせていただきものでございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）分かりました。

あと1点、通常の訓練の際に1日2,500円になるということなんですけれども、これも今までどおり、誰が出席したとかの報告だけでいいんですか。

議長（二見裕子君）藤原危機管理課長。

危機管理課長（藤原孝二君）これまでどおり、当然、どの方が点検であったりとか参加されたというのはいいただきますし、その辺の報告様式につきましては現在検討しているところでございます。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。田中豊一議員。

1番（田中豊一君）処遇改善ありがとうございます。

4年度から年で150万円程度増額されるということなんですけれども、以前にこの内容でいろいろ、よその事例とか説明を受けたときにちょっと私、気になったのが2点あって、今すぐという話でないと思うんですけども、年末に各歳末警戒で5つの分団とかを回らせていただいたんです。

やはり消防についてというよりも、団員を確保するというのは非常に困難だという話を各分団で話を聞かせていただきましたので、今後なんですけれども、例えば、よその市町村でやられている女性の団員の登用というんですか、そういうことは、今すぐというんじゃなくて、やっぱり考え方としてあるかどうか聞かせていただきたいんです。

議長（二見裕子君）藤原危機管理課長。

危機管理課長（藤原孝二君）おっしゃる女性消防団員につきましては、現在も条例上でいえば可能なんですけど、今のところいらっしゃいませんし、現場の活動的なことでいきますと、各よその市町村でも啓発的なところで女性の消防団員が活躍されておるといような事例は聞いておるところでございます。

ですので、我々も今後、将来的にそういった消防団員の成り手であったりとか、違う形の機能別消防団とか、そういったところも今後検討していきたいなというところを考えているところがございます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）たしか泉州南消防の管轄になる市の中にもそういう置かれているところもあったと思うので、やはりちょっと研究していただいて、PRとか啓発効果というのは非常にあると思うので、そのあたり、いいところと課題であるところと調べてもらって、今後の検討にしてもらいたいと思うんです。そのあたり、どうですか。

議長（二見裕子君）藤原危機管理課長。

危機管理課長（藤原孝二君）田中豊一議員おっしゃるとおり、我々も団員からの今の現状、今後の成り手不足のところも聞いてございますので、当然、今おっしゃっていただいたところで調査研究をしてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）その点よろしく願います。

それともう一つ、田中圭介議員からいろいろ資料を頂いて我々もちょっと勉強させていただいたときに、これはほかの県だったと思うんですけれども、市役所だとか役場の中に分団とか協力分団というんですか、今回、資格要件が在勤者とか、通学者は役場というのはあまり関係ないですけれども、在勤者がこう位置づけられるということになればそういう課題もできてくるかなと思うので、たしか兼務が可能と聞いたんです。そのあたりも検討課題かなと思うんです。そのあたり、認識はいかがですか。

議長（二見裕子君）藤原危機管理課長。

危機管理課長（藤原孝二君）おっしゃるとおり、うちで言うたら役場分団的な形でやっていたら市町もあるというのは聞き及んでございますが、現状、現時点におきましては消防団員の定足数も確保できておりますので、今後また、先ほどありましたように、成り手不足がより深刻にもし万が一なった場合には、そういったところも検討していきたいなと考えておるところでございます。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。江川議員。

13番（江川慶子君）今回、処遇改善と組織強化という部分ではよく分かったんですけど、公務災害のところをもう少し教えていただけますか。終了となることによって変わるものがあるのか、何もないのか、その辺を教えてください。

議長（二見裕子君）藤原危機管理課長。

危機管理課長（藤原孝二君）こちらのほう、先ほど申し上げた年金制度が変わって、これまでいろいろな年金だったりそういったところで担保にできるような制度があったわけですが、そういったところが厚生労働省の資料を見ますと、担保にできることで借りてしまって、借りていらっしゃる方が負の循環といいますか、余計に借入れが増えてしまって生活が苦しくなっているというような状況があったようでございまして、そういうところを踏まえて貸付制度が民間のほうがまず停止されるのに合わせて、我々消防団員に係るような公的な部分のほうも制度を廃止するというような形で聞

いてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。ありがとうございます。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件1、消防団員の処遇改善等についての件を終了いたします。

議長（二見裕子君）次に、案件2、熊取町産業振興アクションプログラム（案）及び産業活性化基金事業補助金の見直しについての件を説明願います。山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君）それでは、熊取町産業振興アクションプログラム（案）について説明させていただきます。

説明については、かがみ文と4ページから成る産業振興ビジョンアクションプログラム相関図で説明させていただきます。

まず、1、策定の趣旨ですが、産業振興アクションプログラムは、令和3年3月に策定しました産業振興ビジョンの方針に基づく具体的な取組をまとめた産業振興ビジョンの実効性を担保するための行動計画となります。

2、計画期間は、産業振興ビジョンの計画期間に合わせた令和3年から令和12年までの10年間としており、期間中、2度の中間評価と、次の見直し前に最終評価を行うこととしております。

3、アクションプログラムの策定に当たっては、産業振興ビジョン策定委員会の皆様に引き続き7月と12月の2回、ご審議いただいております。

4、アクションプログラムは、産業振興ビジョンの4つの取組方針及び16の施策の体系ごとにまとめた計画期間を、令和3年から令和5年までの短期、令和8年までの中期、令和12年までの長期の3期に区分しております。

それでは、アクションプログラムの内容ですが、通しページの2ページ、相関図をご覧ください。

左端が産業振興ビジョンの4つの方針、中ほどが16の施策と取組事項、右側がアクションプログラムの計画期間と取組内容となっております。取組内容については、現アクションプログラムのメニューを継続するもの、内容を見直したもの、こちらは改定と記載しております。新規に追加したものがありませんが、主に新規に取り組むものを説明させていただきます。

16の施策のうち、施策2、事業承継・継続・拡大への支援のところ、アクションプログラムの取組内容の中ほど、中期項目でWEB上の産業振興プラットフォームの構築として、本町の産業に関する様々な情報を集約し、企業情報サイトを立ち上げ、町内事業者向け支援施策をPRするとともに、求人情報等町内の事業所に関する様々な情報を発信していきます。

その下、同じく中期項目で町内消費の充実、これは熊取町スマートシティ構想関連として、共通ポイントカードシステムの導入により、町内での消費活動へ誘導する、また、共通化キャッシュレス決済（J P Q R等）システムの啓発・普及を進めます。

その3つ下、施策3、企業誘致のところ、短期項目で産業活性化基金事業として、町内の遊休不動産を有効に活用し、開業を支援します。また、キッチンカー製作費（車両費用は除く）を支援するとともに、空き地、公園等での活用を支援することで地域の活性化につなげます。

その下、中期項目で同じく基金事業、遊休不動産を活用し、試行的に出展する場（チャレンジショップ事業）を設けることを検討します。また、遊休不動産を活用した地域サテライトオフィス整備事業を検討いたします。

その2つ下、長期項目で企業情報・ニーズの収集として、関係創業支援機関、銀行や日本政策金融公庫と連携し、土地情報の共有を図ります。また、企業立地を促進するため、地域の特性に応じ

たゾーニングを実施し、民間事業者の開発等を促進します。

次のページをお願いします。

施策4、新たな就農者への支援のところ、上から2つ目、中期項目で新規就農者向け支援として、農機具メーカーと連携した農機シェアリング事業や（仮称）農業バイト（デイワーク）マッチング事業を検討するとともに、新規就農者の育成、確保を目的に農業塾を開講します。また、町の戦略作物「くまとりやもん」指定作物の植付けを支援いたします。

その下、施策5、農業の事業継続・拡大への支援のところ、短期項目で基金事業として、新規就農者の参入を促すため、生産性向上を図り、農業用ハウスの施設整備に対する取組を支援します。また、施設栽培（養液栽培等）に取り組む農業者と情報通信業（3次産業）、製造業（2次産業）をマッチングさせ、他産業の知識や技術を農業と融合させるなどの新技術に対し支援いたします。

その4つ下、施策6、農業用施設の基盤整備のところ、長期項目で基盤施設整備支援として、優良な集団農地を中心に、次世代の担い手が安定的な農業を持続できるよう、圃場整備を検討していきます。また、農業従事者の高齢化が進む中で、施設維持管理に対する支援について検討していきます。

その2つ下、施策7、地産地消の推進のところ、中期項目で地元農産物の販売力強化として、地域の農産物は地域に卸す仕組みを構築します。

その下、短期項目で、地元農産物の販売力強化として、農産物庭先販売農家に対する販売小屋や防犯カメラなどの設置に対する支援を行うと同時に、庭先販売農家の情報をまとめたマップを作成します。

その3つ下、施策8、遊休農地等の活用のところ、長期項目で市街地農地の活用として、市街地での耕作放棄地対策として体験農園に取り組む農地所有者を支援します。また、耕作放棄地対策として景観形成作物の植付けを奨励し、新たなまちの風景を生み出します。

次のページをお願いします。

上から2つ目、施策9、観光資源の開発のところ、中期項目で地域資源の再評価として、観光協会事業等を通じて、町民の地域資源に対する誇りや愛着を生み、ストーリーづくりを経て、旅まえ、旅なか、旅あとの滞在ニーズに応える着地型旅行商品を開発していきます。また、一社化した観光協会を軸に、観光資源管理団体との連絡・連携を密にし、情報の集約ができるシステムを構築します。

その2つ下、施策10、町内観光消費額の増加のところ、中期項目で滞在型観光のしかけづくりとして、「くまとりやもん」をはじめとする地場産品の販売を充実すると同時に、オンラインショップなどを設置します。その下、また、だんじり祭りなどのイベントに連携した誘客を促進します。

その2つ下、地域連携DMO等が泉州の観光振興のプラットフォームとなり、府内や府外の他都市と連携した広域的な観光ルートを構築すると同時に、本町でも旅まえ、旅なか、旅あとに位置づけられるような旅行商品を開発し、泉州で滞在時間を長くする取組の充実を図ります。

その5つ下、施策11、観光誘客及び積極的なPRのところ、長期項目で道路ネットワークの整備として、熊取駅から観光地を結ぶ2次交通の改善を検討するとともに、都市計画道路等の道路インフラの整備を推進、外環状線の4車化など、交通環境整備に対して要望していきます。

次のページをお願いします。

施策12、美しい自然の活用のところ、一番上、短期項目でビッグデータを活用した観光動態調査として、本町へ来訪する観光客の滞在時間、周遊実態の分析を行います。

その2つ下、中期項目で野外活動ふれあい広場、和田山ベリーパークを含め、周辺施設の魅力向上として、観光農園として施設を充実し、集客につなげます。

その下、長期項目で、また、野外活動ふれあい広場から永楽ゆめの森公園周辺エリアの一体的な整備などを検討していきます。

その下、施策13、多様な交流・連携への支援のところ、中期項目でインターンシップ等の検討と

して、企業、社会が抱える課題に学生が主体的に取り組み、解決策を提案する長期インターンシップ等を支援します。

その3つ下、施策14、就職困難者の雇用促進のところ、中期項目で就職困難者への雇用支援として、就職氷河期世代やコロナ禍による影響を受けた就職困難者に対する支援体制を整備します。

その5つ下、施策15、働き方改革の推進のところ、中期項目でワークライフバランスセミナーの開催として、ワーク・ライフ・バランスへの理解を深め、職場環境を支援するためのセミナー等を開催します。

その下、施策16、就労機会の創出と人材マッチングの推進のところ、中期項目で町内就職促進として町内合同就職説明会を開催します。また、農業経営体と福祉分野の就労施設等のニーズをマッチングする仕組み等を構築します。

以上がアクションプログラムの取組内容となります。

1ページにお戻りください。

最後に、5、今後のスケジュールです。

本日、議員全員協議会において議員の皆様にご説明させていただき、意見を頂戴し、3月末での策定としております。

続きまして、産業活性化基金事業補助金の見直しについて説明させていただきます。

25ページをご覧ください。

1、目的ですが、次の2、経過にありますとおり、平成26年4月に中小企業融資準備基金を廃止し、産業活性化基金を創設し、以降、メニューを拡充させ一定の成果を出してきた中で、基金高が減少してきたこと、また今回、産業振興ビジョン及び同アクションプログラムの策定に伴い、補助メニューの見直しを行うものです。

基金残高については、4、産業活性化基金についてのところで、令和2年度末残高で約7,300万円、内訳は定期預金が5,000万円、決済用普通預金が約2,300万円となっており、令和3年度執行見込額が約700万円であることから、決済用預金残高は約1,600万円となり、2年ともたない状況となっております。

26ページをご覧ください。

5、見直しの考え方ですが、創業支援が令和2年度末での合計が26件、熊取コロッケ取扱店が令和3年度で57件、「くまとりやもん」販売促進事業補助金の利用が6件など一定の成果を上げてきましたが、産業振興ビジョン及びアクションプログラムを策定する過程で実施したアンケートや策定委員会での意見等から、今後の町内産業における課題解消に向けた2つの取組方針に資する補助メニューに再編することとしております。

なお、熊取ブランド、新商品開発支援、6次産業化支援など、熊取町の魅力を発信する事業に対する補助メニューは継続しています。

内容については、先ほどのアクションプログラムでも説明させていただいた、新規に取り組むものや目玉とする取組について説明させていただきます。

28ページの表をご覧ください。

黄色で着色している項目が新規及び改定項目となります。

まず、Ⅱの③戦略作物（里芋）栽培補助金です。

こちらは、熊取コロッケの材料となる里芋栽培に対して、出荷量10キロ当たり150円の補助をするものです。これまで熊取コロッケを取り扱う事業者への補助はありましたが、生産者である農業者への補助がなかったため新設するものです。

次に、Ⅳ、創業支援事業の①から⑦、こちらが推しの補助メニューとなっております。

1つ目の駅周辺近隣商業地域での開設補助につきましては、これまでもあったメニューですが、補助金額を飲食店の場合75万円から150万円に、その他の業種の場合は50万円から75万円に増額しております。補助率は3分の2のままです。

2つ目の駅周辺指定地域飲食業開設支援補助金ですが、こちらは本町の玄関口である駅前の活性化を図るべく、駅前夢広場、町道熊取駅前線沿線限定かつ飲食店限定で補助率3分の2、限度額1,000万円としております。

3つ目、町内遊休不動産を有効活用した開業支援補助金ですが、こちらは令和元年度までであった事業所開設支援事業補助金メニューを空き家等対策の一つとして復活させております。補助率が3分の2、限度額が50万円となっております。

4つ目、キッチンカー開業支援補助金ですが、こちらは新たな商業形態として増えてきているキッチンカーによる事業を考えている方に対する補助メニューで、補助率3分の2、限度額50万円となっております。

5つ目、企業立地促進補助金ですが、町内指定地域において新たに事業を始める事業者に対する補助メニューで、補助率3分の2、限度額500万円としております。町内指定地域については、現時点では町有施設を想定しております。

6つ目、雇用促進奨励金ですが、先ほど説明しました①駅周辺近隣商業地域事業所開設支援補助金、②駅周辺指定地域飲食業開設支援補助金、⑤企業立地促進補助金の補助を受けた事業所で事業所開設時に町民を正規雇用した場合、雇用した町民1人につき5万円を交付するもので、限度額は1事業所50万円としています。

7つ目、企業誘致（遊休不動産対策）協力奨励金ですが、これは、①駅周辺近隣商業地域事業所開設支援補助金、②駅周辺指定地域飲食業開設支援補助金、③町内遊休不動産を有効活用した開設支援補助金、⑤企業立地促進補助金で補助を受けた事業者に、当該事業所に係る事業用地や事業用建物を貸し出すなどした協力者に対し、固定資産税相当額を奨励金として交付するものです。限度額は1協力者10万円としています。

次の29ページをご覧ください。

次に、V、既存事業者支援事業の①スマート化（働き方改革）による生産性向上補助金ですが、労働生産性向上のため通信ネットワーク等の整備やリモートワークに取り組む事業者に対する支援で、補助率3分の2、限度額75万円としています。

その下、②BCP（事業継続計画）セミナー等開催支援補助金ですが、商工会などが民間損保会社の協力の下、実施するセミナーやワークショップ等の開催に対する補助メニューで、補助率10分の10、限度額10万円となっています。

その下、③キャッシュレス決済システム導入補助金ですが、初めてキャッシュレス化に取り組む事業者に対し、キャッシュレス決済システム導入に係る費用を支援する補助メニューで、補助率3分の2、限度額5万円としています。

次に、VI、6次産業化支援事業の①商品化促進支援事業補助金、こちらはこれまでもあったメニューですが、農業者が2次産業、3次産業など他産業との連携による商品化の場合は、限度額を75万円から100万円に増額しております。

次に、VII、農業者支援事業の①農作物庭先販売支援補助金ですが、販路拡大を目的に庭先で農産物を販売するに当たり、防犯カメラや商品展示台などの設置費に対する補助メニューで、補助率3分の2、限度額15万円としています。

その下、②スマート化による農業生産性向上補助金、こちらは先ほどのスマート化（働き方改革）による生産性向上補助金の農業者バージョンで、補助率は同じですが、農業のスマート化は費用がかかるというところで、限度額を100万円に増額しております。

その下、新規農業用施設整備費補助金ですが、農業用ハウス施設等の建て替えや新設に対する補助メニューで、補助率は新規就農者が5分の4、既存就農者が3分の2、限度額はともに300万円としています。

次に、IX、中小企業経営支援（利子補給）事業の①小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給金、こちらは改定として、コロナ禍で影響を受けた事業者への支援策を増やしております。

コロナ禍で影響を受けた事業者がマル経融資を受ける際に、当初3年間は通常より低金利の上に、その3年間は実質無利子となる場合もありますが、無利子となった場合は無利子期間経過後の償還開始から5年間は補助対象とするものです。

次に、②女性・若者／シニア起業家支援資金利子補給金、こちらは、女性や35歳未満の者または55歳以上の者で新たに事業を始めるまたは事業開始後7年以内の者が日本政策金融公庫の当該支援融資を受けた際の償還利子の2分の1を補助するものです。

27ページへお戻りください。

6、産業活性化基金の積み増しについてですが、今回の見直しに伴い、令和4年度予算の見込額は約2,600万円となり、基金が枯渇してしまいますので、令和4年度当初予算において令和4年から3か年分の約6,600万円を積み増しする予定としております。

最後に、今後のスケジュールですが、本日、議員全員協議会において説明、意見を頂戴し、3月議会において予算上程する予定としております。

公表、周知については、ホームページ、広報、報道提供はもちろんのこと、商工会、農協、町内金融機関へは直接出向いて説明をさせていただく予定としています。

説明については以上です。

議長（二見裕子君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）計画の内容がかなり膨大ですので質問は最小限にとどめたいと思いますけれども、いろいろと見直しをさせていただいているんですが、大変ご苦労なされたかと思えます。

1点だけ、かなり思い切った補助金を設定している項目がありますので、今説明していただいた28ページの駅前の指定地域における遊休不動産を有効活用した飲食店の開業を支援するという駅周辺指定地域飲食店開設支援補助金という部分ですけれども、これは1,000万円となっておりますよね。その一方で①のほうは150万円ということなんですけれども、空き店舗活用の1,000万円という非常に大きな補助金を設定したというのはどういう事情によるものでしょうか。

議長（二見裕子君）山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君）まず、①と②の違いについては、先ほどご説明させていただいたように、②については駅前の夢広場、それと町道熊取駅前線として、いわゆる以前の花みずきロードの沿線の空き店舗ということで限定させていただいております。当然、町内の玄関口ということで、家賃等も高い施設になっておりますし、やはり店舗的にも大きい店舗ということになっておりますので、それなりに費用がかかるであろう。それと、やっぱり目玉的に金額も補助させていただいたほうが店舗についても入りやすいのではないかとというふうに考えまして、そこについては目玉となる補助金ということで、金額のほうは一定、増額は大きい金額でさせていただいております。

また、①のほうについては駅前の近隣商業地域ということで、以前は飲食店については75万円ということでしたが、今回は金額をほぼ倍増させていただいて、飲食の場合は150万円ということで、こちらは一応駅周辺のにぎわいということで補助させていただきたいというふうに考えております。以上です。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。河合議員。

8番（河合弘樹君）今の関連で、②は分かるんですけど、①のほうで駅周辺近隣商業地域で75万円が150万円になったというのは分かるんです。これ、たしか年齢制限とかあったと思うんですけども、それは変わっていないんですか。

議長（二見裕子君）山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君）年齢制限は一定設けさせていただきたいというふうに考えてございます。

議員ご指摘のように、現在は45歳ということになっておりますが、この辺は若干金融機関等の会議の中でももうちょっと緩和したほうがいいのではというご意見もいただいておりますので、最終決定は今後もう少し検討したいと考えているんですけれども、若干年齢のほうを上げさせていただ

て、例えば50歳程度とか、その辺は金融機関のアドバイスもいただいておりますので、検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）分かりました。

あと、男女もあつたんですか、違いというのは。

議長（二見裕子君）山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君）以前は女性は優遇という制度もあつたんですけども、現在はございません。それも引き続き、男女の区別はなしに進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）分かりました。男女はなしということなんで、できたら50歳まで引き上げていただきたらと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）今、いろんな事業を新しく取り組んでいただく等を説明していただいた中で、支援する補助金に関してなんですけれども、別に町内在住とか、そういう指定とかいうのはないんですか。

議長（二見裕子君）山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君）各補助金の項目によって区別はさせていただきたいんですが、基本的には町にお住まいの方、もしくは法人の場合は町に法人登記というか町に法人を置いていただいている方、要は町に幾ばくかの税というか、落としていただける事業者への支援ということで、全く町外の方、全く他所の法人の方になりますと補助しても見返りがないということになりますので、その辺は一定、線引きはさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）その辺が気になったもので、分かりました。よろしく願いします。

今、いっぱい説明あつたんでちょっと分かっていない分もあるんですけども、10年間の計画というところなんです、サテライトオフィスについてやっぱりしっかりと取り組んでいただきたらどうかなというふうに思うんです。といいますのは、同じ町で奈良県の三郷町がサテライトオフィスですごくまちが活性化して、何かすごく町税も増えたということで、そこは何をサテライトオフィスにしたかといったら、駅前の駐輪場が町有施設で、その2階をサテライトオフィスに使ったということで、そういうことを聞かせていただきました。そこでオフィス、すごくたくさん需要があつて、すごく収入が増えたそうなんです。だから、そういったものを活用して、また、そういうところのことも奈良サテライトオフィス35という形で活性化したというふうに聞いております。10年間の計画ですので、本町におきましても駅前のそういった部分につきましても、なかなか企業誘致といっても土地がない中でどうするかというところ、そういったものを今回計画の中に入れていただいているので、そういったものもまた研究していただきたらなというふうに思います。

駅前の今、熊取町の駐輪場につきましては、またこれは産業活性化の担当者と違いますけれども、公益財団法人自転車駐輪場が今やっているけれど、それがどないなっているのか今ちょっと私もまだ確認できていないんですが、そのところの運営が町にまた戻ってくるのであれば、そういった中で2階をそんなふうに活用できるものなら、またそういったことも検討したらいいのかなというふうに提案をさせていただきます。何か考えていることはありますか。

議長（二見裕子君）山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君）その辺については議員のご指摘のとおりで、我々もいろいろ考えていかなあかなというふうに考えております。

ただ、実際の問題、今項目としては上げさせていただいているんですが、具体的な策というのは今検討中ということになっておりますので、今後、前向きに考えていきたいというふうに考えております。

議長（二見裕子君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）今現在、総合政策部内で遊休地のプロジェクトチームというのを組んでおりまして、当然、今回こういった産業活性化基金が拡充されるということで、町長からもご指示いただいております大原衛生公苑の跡地利用であったりとか、またいろんな町内で抱えている遊休の不動産がございます。そういったところをうまく産業活性化基金と連携しながら活用につながればというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）「くまとりやもん」でパンフレットを作っているいろいろとさせていただいているんですけど、すごく宣伝が弱いという感じがします。それで品物もないというか、私は里芋で上にあんこをつけた、あれが大好きやったんですけども、あれもそこへ行かないと買えない。なかなか手に入らない。今、柿チップスというのが大好きで買っているんですけども、それも煉瓦館しかない。駅前へ行っても売っていないという、その辺の増やすとか、それから拡大していくというふうなところが何かちょっと遅れているんじゃないかなという気がするんですけども、その辺についてまたもうちょっと考えていただけたらと。たくさんいいものがあるというふうに感じていますので。

議長（二見裕子君）山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君）我々もその辺は重々、ご指摘のとおりというふうに認識はしております。

方法としては、一つは駅前の観光協会であったりとか、あと商工会と連携して販売につなげていきたいなというところで、一つはネットショップとかというのもございますので、その辺は今、徐々に取組させていただいて、「くまとりやもん」の商品もネットでも取り扱っていただいているというところもございますので、その辺は今申し上げた機関と連携して進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。河合議員。

8番（河合弘樹君）28ページの⑤番なんですけれども、企業立地促進補助金、上限500万円のことで、これ町内指定地域においてとあるんです。この指定地域というのは決まっているんですか。

議長（二見裕子君）山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君）今のところは町有の遊休不動産を考えてございます。今後はそういう地域というのも広げていきたいなというふうに考えておるんですけども、今使える施設ということで、町有の施設ということで考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。文野議員。

5番（文野慎治君）ご苦労さんです。

アクションプログラム、今、短期、中期、長期という計画で、担当されている部の皆さん方は農業から産業から商売から、もう活性とかという感じで非常に忙しいと思うんです。こういう長いスパンの計画というのは、やっぱり短期でこれがある、そやけどどうしても積み残って中期のところにもそれが送ってきて、長期でやるつもりやったけれどほとんど手がつかんとまた次のが来てしまったというのが、もう長年僕らも経験上よく見てきているんです。せっかくこうやって苦労してつくりはった中身ですから、やっぱり実現というような、各議員でも今意見が出ていたような形でいろんな考え方を取り入れて、やっぱりスタートダッシュ、新しい短期のときからスタートするときに非常に推進力をつけていくという意味で、非常に重要な切替えの時期やと思うんです。

そこで、1点だけ確認なんですけれど、新年度、担当の部をもっと補強するとか、人員体制を組み直してアクションプログラムをスタートするんやとか、皆さん方のあれではない、町長のほうの気合かどうか分からねんのですけれども、そういう機構をそこにシフトしていくというんか、補強の。そういう考えはあるんですか。

議長（二見裕子君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）人事部局で一度お答えさせていただきます。

一定、担当部、組織については、各年度ごとに一定担当部局といろいろ細かな話をしながら、どういった組織がいいかとか、人員もこれだけいただきたいとか欲しいとか、そういった協議する場が毎年ございます。しっかりとそこは担当部との協議を踏まえまして、見合うような組織体制にしていきたいと、それも毎年考えてございますので、よろしくをお願いします。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）もう、そうですかと答えだけ聞いておいたらええんやけれど、毎年そうやってやっていることは分かりますよ、役所は4月1日から新年度やからね。ここにこういうアクションプログラム、さっき前にしゃべったように10年間があって、どこの部もさせてほしい、そやけど世間的にはどっこもそんな採用を増やすとかということが現実できていない陣容の中で、あるパイの中でどこに重点配置をするかというようなことがそれぞれみんな、今はたまたまこれが来年からスタートやけれど、仕事も抱えている中でどう組み合わせていくかということやから、もう答えは出ているんではないかなと思って聞いたんです。やっぱりそういう答弁ですか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）文野議員からのご指摘といたしますか、応援していただいているというふうに理解させていただいております。

当然、担当している住民部局としましても、今回、昨年のアクションプログラム、今回のAP、これを見直すに当たりまして、産業振興課のほうの、これは内々の話ですけれども、増員という形の要望は人事部局のほうにさせていただいてございます。

当然、このアクションプログラムをつくるのがもちろんゴールではなくて、つくった後いかに推進していくかというところ、絵に描いた餅に終わらないように、先ほど言われていましたように、短期、中期、長期の目標につきまして次の項目の中期のところ、また次の見直しのところに先送りすることのないように、当該計画期間の中できっちり推進できるような体制も含めましてきちんとやっていきたいと考えておりますので、以上、よろしく願いしておきます。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。田中圭介議員。

7番（田中圭介君）3ページの農林業の振興の施策7なんですけれども、これ小中給食、大学の食堂、宿泊事業者という、結局、給食に対して地元の農作物を地産地消でという項目と思うんです。ぜひとも幼稚園、保育所等にも呼びかけをしていただきたいなと思います。

議長（二見裕子君）山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君）ご指摘ありがとうございます。

すみません。これ、記載のほうは小中というふうになっていますが、当然そのあたりの保育所、幼稚園等も考えてございますので、ご理解よろしくをお願いします。

以上です。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

これをもって、案件2、熊取町産業振興アクションプログラム（案）及び産業活性化基金事業補助金の見直しについての件を終了いたします。

議長（二見裕子君）次に、案件3、「子どもの権利に関する条例」の制定についての件を説明願います。

松浪子育て支援課長。

子育て支援課長（松浪敬一君） それでは、子どもの権利に関する条例の制定についてご説明いたします。

熊取町では現在、第2期子ども・子育て支援計画に基づき、子どもの最善の利益、子どもと親の育ち、住民協働といった視点を大切に子ども・子育て支援を行っているところであり、今回、その指針となる条例の制定を行います。

制定の趣旨につきましては次の背景であったり経過でご説明いたしますが、渡辺議員をはじめ多くの議員の皆さんから制定についてのご要望もあり、取り組んできたところでございます。これについて、資料に沿って説明をさせていただきます。

初めに、1の背景でございます。

子どもの権利を定める児童の権利に関する条約が1989年（平成元年）に国連総会で採択され、日本も1994年（平成6年）に批准をしております。こうした中で、本町におきましても、子どもに関わる様々な立場の方々が一体となって、子どもの権利を大切に、子どもを支援していくとする基本姿勢を示すことが求められているという状況にあります。

次に、2の趣旨についてでございます。

社会の状況として、子育ての形や地域の形など子どもを取り巻く環境が多様化し、日々変化する中、子どもの権利が普遍的に守られ、多様な子どもの育ちや暮らしを認め合い、支え合う社会が求められています。このような状況の中で、子どもの権利及び保護者をはじめ地域社会や行政といった様々な立場の者が子どもの育ちを支えるための役割を定めるため、この条例を制定するというものでございます。

次に、3の経過でございます。

これまでの取組の経過を説明させていただきます。

この条例の制定についての議論については、平成29年度から子ども・子育て会議において検討が進められてきたところでございます。そして令和2年1月31日に、町長から子ども・子育て会議に対して、条例に定めるべき基本的な内容についての諮問を行いました。同会議におきましては、条例制定のプロセスを大切に、小・中学生へのアンケート調査や学生オブザーバーの参画を通じて丁寧な意見聴取を行い、同会議の条例検討部会において、子どもの権利を守り、その育ちを支えるために盛り込むべき内容について検討が重ねられました。その上で、昨年12月1日に、子ども・子育て会議から町長に答申書が提出されたところでございます。

なお、この答申において、条例を制定するに際して、本答申の趣旨を尊重されるよう要望するとともに、子どもが健やかに育つことができる熊取町になることを願いますとのご意見をいただいております。

そして、その後、昨年12月27日から今年の1月11日にかけてパブリックコメントを実施し、本条例案を取りまとめたところでございます。

次に、4の条例の概要についてご説明をさせていただきます。

本条例については前文を記載しております。ここでは条例制定の背景、具体的には子ども及び大人のあるべき姿、熊取町の子育て支援、子どもの声の反映、条例制定についての経過や考え方を定めています。

次に、目的及び対象でございます。目的については、先ほど趣旨のところの説明させていただいた内容を定めております。対象については、子どもの周りの様々な立場の者として、子ども、町民、保護者及び子ども施設を定めます。

次に、子どもの権利でございます。子どもの権利に関して大切な視点として、子どもの権利は何かと引換えではなく、それぞれの子どもが生まれたときから同じように持って守られること、また、子どもも社会の一員として、自分の権利が大切にされるのと同様に、ほかの人の権利を大切にすることがあることを定めています。これらのことを踏まえ、子どもの権利条約に基づく代表的な4つの子どもの権利として、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を定めます。

次に、子どもと子どもの周りの様々な立場の者との対話でございます。子どもたちへのアンケート調査の結果から、子どもには大人と子どもの関係ではなく、対等に話し合える関係でありたいとの思いが伝えられました。これを受けて、子どもと子どもの周りの様々な立場の者は対話に努め、多様な子どもの育ちを支えることを定めています。ここでいう対話とは、子どもの意見を通すということではなくて、子どもを一人の人間として認め、対等な関係で話し合い、理解し合うことを指しております。

次に、子どもの周りの様々な立場の者の役割と責務でございます。ここでは、町民をはじめとする様々な立場の者、保護者及び子ども施設の3者の役割や責務を定めます。まず、町民をはじめとする様々な立場の者の役割では、子どもが安全・安心に暮らし、成長することができる環境づくりのため、子どもの周りの方々が協力して果たすべき役割を定めます。

次に、保護者の責務です。保護者は、子どもが安全で安心して生活できるよう責任を持つ立場にあります。しかしその一方で、支援が必要な場合は、子どもを取り巻く様々な立場の者に子育てに関する思いや悩みを相談でき、必要な協力を求めることができるという認識を持つことが大切でありますので、その前提の下で果たすべき責務を定めております。

次に、子ども施設の責務です。学校、保育所などの施設及びその事業に従事する人などが、子どもの健やかな成長のために果たす責務を定めます。

次に、熊取町の責務です。行政として子どもの育ちを支えるための責務として、相談支援体制の確保と子育て支援施策の実行を行っていくことを定めます。また、虐待やいじめなどの権利侵害への対応として、熊取町が虐待やいじめなどの権利侵害に対して誰でも相談できる相談窓口の運営、虐待やいじめなどの予防、早期発見、対応など、子どもにとって最もよい環境で暮らせるよう支援することを定めます。

次に、広報及び啓発でございます。広報及び啓発では、この条例の効果が出るように、そしてこの条例の理念にのっとり行動していただけるように、子どもの権利に関して必要な広報及び啓発をすることを定めます。子どもの権利の日では、みんなで子どもの権利について考える日としていただくため、子どもの権利に関する条約が国連総会で採択された11月20日を熊取町子どもの権利の日と定めます。

条例の概要の説明は以上のおりでございます。

次に、5の条例（案）につきましては、3ページ以降にパブリックコメント実施後の案として添付をさせていただいております。議案提出前ということでもありますので、参考として取扱いいただきますようお願いいたします。

次に、6の条例施行日につきましては、令和4年4月1日を予定しております。

最後に、7の今後のスケジュールにつきましては、令和4年3月議会に条例案を上程し、ご可決いただいた後の4月1日に条例を施行してまいりたいと考えております。

以上で、子どもの権利に関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

議長（二見裕子君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）条例の制定というか、こういう上程していただける状態になったことをすごく感謝いたしております。ありがとうございます。

その上で、質問ではないんですが、コロナ禍の中、大変な中で、子ども、小・中学生や学生、アドバイザーにアンケート等をされたというところで、どんな内容のアンケートだったのかと、そのアンケートの結果というものを情報提供していただけたらなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。参考にさせていただきたいと。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）非常に時間がかかってしまったんですけども、何とかこのような形になったところでございます。

今、議員からおっしゃられたアンケートの結果等でございます。こちらについては、子ども・子育て会議のほうでも既に資料としてお出ししております。当然、会議は公開の資料になってございますので閲覧とかはできる状態になっておるんですけれども、直接、もう別途ペーパーか何かで議員にご配付するという形でよろしいのでしょうか。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 議事録は見させていただいたんですがアンケートは掲載されていなかったと思うんです。

議長（二見裕子君） 松浪子育て支援課長。

子育て支援課長（松浪敬一君） 議事録の中で小学生のアンケート、中学生のアンケートをそれぞれ集約してまとめた形のものを文書で載せているんですけれども、個々にアンケート結果という形では公表しておりませんので、それをご希望されているということですよ。

（発言する者あり）

子育て支援課長（松浪敬一君） それはまたご提供させていただきます。

議長（二見裕子君） よろしいですか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） どんな質問をされたのかなとか思って、ちょっとそのアンケートを見させていただけたらなと思ひまして。

議長（二見裕子君） 松浪子育て支援課長。

子育て支援課長（松浪敬一君） 中学生のアンケートにつきましては、令和2年10月から12月にかけて各中学校の生徒を対象に行いました。

アンケート、どんな中身かといいますと、まず自分のことが好きですかというふうな質問で……

（発言する者あり）

子育て支援課長（松浪敬一君） ペーパーで、はい。

議長（二見裕子君） よろしいですか。ペーパーで、資料でまた提示していただいたらと思います。

子育て支援課長（松浪敬一君） はい、資料でそしたら提供させていただきます。

議長（二見裕子君） それでは、ほかに質疑はありませんか。田中豊一議員。

1番（田中豊一君） 取りまとめ、お疲れさまでした。

子どもの権利に関する基本条例と解釈できるものがこれだけでできるわけなんですけれども、ここでいろいろな項目があって、いろんな機関や人が関わって子どもの権利をちゃんと守っていくとか、発展していくという理念やと思うんです。やはり施策として今後の体系とかをまたまとめてもらいたいと思うんですけれども、そういうところはどうか。

議長（二見裕子君） 松浪子育て支援課長。

子育て支援課長（松浪敬一君） 今回、子どもの権利に関する条例を策定して、これは今の子ども・子育て支援計画の理念的なものとして上位に位置づける条例やというふうに認識しております。その上で、その進行管理については子ども・子育て会議の中で一定、事業を計画して検証して次につなげていくというふうなサイクルで管理していきたいというふうに思っております。

今の子ども・子育て計画の中にどう位置づけていくかというのは、今後、子ども・子育て計画の中で検討して、どういった管理をしていくかというのを決めていきたいというふうに思っております。一定、子ども・子育て会議の中で進行管理していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（二見裕子君） 田中豊一議員。

1番（田中豊一君） それはそれで進めていただければいいんですけれども、全体の体系として我々も分かるようなものを、またまとまった時点で結構ですのでいただきたいのと、それと今後、政府のほうがかども家庭庁というんですか、進めていこうという計画があるんで、そういう点が国のほうで内閣が中心になっていくということなんです。そういうところとの関わりというのは当然、またそれができたときには若干の見直しとか、条例は見直しは必要ないかも分かりませんが、施策

という意味では変わってくる要素もあると思うので、その点も、まだ分からんところがあるんで何とも言い難いと思うんですけども、配慮のほうはよろしくお願ひしたいと思うんですけど、それはどうですか。

議長（二見裕子君）松浪子育て支援課長。

子育て支援課長（松浪敬一君）国のほうで今、こども家庭庁であつたりとか（仮称）こども基本法の制定というのが言われていまして、この通常国会にまた法案が上がってくるというのを聞いております。

こども基本法につきましては、基本的には子どもの権利に関する条約、日本が批准しているその権利を守っていくための基本法ということも聞いておりますので、根本的なところでは今回我々がつくる子どもの権利に関する条例と一緒です。そこは違うところはないと思うんですけども、個々の法案が出た時点で、今我々がつくりようとしている条例と照合いたしまして、必要な対応はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件3、「子どもの権利に関する条例」の制定についての件を終了いたします。

議長（二見裕子君）次に、案件4、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（町単独事業）の支給についての件を説明願います。降井生活福祉課長。

生活福祉課長（降井広志君）それでは、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（町独自事業）の支給について説明させていただきます。

概要につきましては2月7日付で資料提供させていただいておりますとおりでありますが、新型コロナウイルス感染症における子育て世帯への影響が長引く中、国事業として、児童1人当たり10万円を児童手当の所得制限限度額以下となる本則給付世帯に対し、令和3年12月より支給を開始しております。

しかし、子育て世帯への影響は所得制限により国事業の対象外となる18歳までの児童のいる子育て世帯に対しても生じているものと考えられることから、このたび、対象となる世帯に対し、町独自事業として子育て世帯への臨時特別給付金（町独自事業）を支給することとなったものでございます。

事業の内容といたしましては、支給対象者は令和3年9月分児童手当の受給者で所得が所得制限を超えるため特例給付の支給を受けている方、また、令和4年3月31日までに生まれた新生児の保護者、令和3年9月30日時点で16歳から18歳の高校生相当の児童の保護者で、共に所得制限を超える特例給付相当の所得の方が対象となります。

支給額につきましては、児童1人当たり10万円となります。

支給時期は、プッシュ型の支給を2月22日の口座振込を予定しております。申請が必要な方につきましては、申請書の提出及び審査の後、2月22日から随時支給を予定しております。

周知方法につきましては、ホームページ、LINE等での情報提供や個別通知を行ってまいります。

必要経費といたしましては、対象児童が約490人を見込んでおりますので、1人当たり10万円の支給で給付金を4,900万円と、事務費といたしましてシステムの改修費用等で131万円を2月専決補正予算で要求しております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（町独自事業）の支給についての説明とさせていただきます。

議長（二見裕子君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありません。

んか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件4、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金(町単独事業)の支給についての件を終了いたします。

議長(二見裕子君)次に、案件5、子ども医療費助成の対象者の拡大についての件を説明願います。阪上保険年金課長。

保険年金課長(阪上正順君)子ども医療費助成の対象者の拡大につきましてご説明させていただきます。資料のほうをご覧ください。

まず、趣旨についてでございますが、子ども医療費助成制度の対象年齢につきましては、全国的に今、中学校卒業年度末までを対象とする自治体が最も多いものの、近年、18歳到達年度末まで拡大する自治体が増加傾向にあり、大阪府内では18歳到達年度末までとする自治体が多数を占める状況となっています。そのため、本町におきましても、住民サービスの均衡化を図り少子化や転入・定住促進対策にも資するべく、助成対象を18歳到達年度末まで引き上げたいと考えております。

なお、実施時期につきましては、関係条例等の整備及び令和4年度の当初予算成立後、システム改修や新規対象者への申請受付、新たな医療証の印刷などの準備期間を考慮しまして、令和4年10月診療分から適用したいと考えております。

以下、1から3におきまして、本町の現状と助成内容につきまして、また、これまでの拡大経過について記載してございますので、ご確認をお願いいたします。

4つ目の項目をご覧ください。

全国及び大阪府内の医療費助成の実施状況をお示ししております。

まず、全国の市区町村の状況でございますが、令和2年4月1日現在で国がまとめた資料では、中学校卒業年度末までが1,741団体内、通院が873団体、入院が895団体となっており、18歳到達年度末までが1,741団体内、通院が733団体、入院が799団体と、若干、中学校卒業年度末までが多数を占めておる状況です。

次に、大阪府内の状況でございますが、令和4年1月現在では中学校卒業年度末までが16団体、18歳到達年度末までが27団体となっており、昨年の4月と比べましても、4団体が18歳到達年度末まで対象を拡大し、今後もそういった傾向は続くものと考えます。

なお、岸和田市以南の状況につきましては、本町を含めた5市3町のうち1市2町が既に18歳到達年度末までを対象としているところでございます。

次に、2ページのほうをご覧ください。

現行制度における審査支払手数料と助成金額につきまして、歳出から府の補助金を差し引いた額を一般財源として位置づけて記載してございます。令和2年度はコロナ禍での受診控えの影響がございましたので、令和3年度の見込額と令和元年度を含む決算額ベースでの実績を掲載しております。令和3年度の見込みは1億401万5,699円で、令和2年度は、先ほど申し上げましたように若干費用が下がりました8,523万9,369円、令和元年度につきましては1億849万4,160円となっております。

これらの現状を踏まえまして、18歳到達年度末まで対象者を拡大した場合の追加必要経費の見込みについてご説明いたします。

6番目の項目をご覧ください。

まず、初期的経費といたしましてシステム改修費用等で約347万3,000円、経常的な経費としまして、16歳から18歳までの医療費助成経費等で年間2,718万3,000円程度必要と新たに考えてございまして、令和4年度予算案では10月分以降に係る6か月分を計上したいと考えております。

なお、財源につきましては、行財政構造改革プランによる財政効果額等を活用するとしてござい

ますが、引き続き、国や府の財政支援策の拡大についても要望を行ってまいりたいと考えております。

最後に、8番目の今後のスケジュールについてですが、3月議会におきまして関係条例の改正及び当初予算についてご可決賜りましたら、4月以降、システム改修等の準備作業や広報周知、申請勧奨などを行い、9月には全対象者に向けて、有効期限が18歳到達年度末までとする新たな医療証をお渡しし、本年10月診療分からスタートさせたいと考えております。

以上で、子ども医療費助成の対象者の拡大についてのご説明とさせていただきます。

議長（二見裕子君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。田中圭介議員。

7番（田中圭介君）まず、医療費助成拡充、拡大、ありがとうございます。

令和3年3月議会での一般質問で全く同じことを質問させていただいたときに、15歳年度末まで拡充した場合年間約2,500万円の追加負担が増えるから、本町としてはやらないというお答えをいただいたんですけども、この1年間でどういうふうに拡充しようかなというふうな経緯になったか、教えていただけますか。

議長（二見裕子君）阪上保険年金課長。

保険年金課長（阪上正順君）新たにこういった財源ができたからということでは特にはないんです。やはり議会からのご要望であったりとか実際に拡充の傾向が続いているというようなことであったりということも含めまして、実際には財政状況が厳しいということには変わらないんですけども、一定、当初予算に向けまして近隣の状況でありますとか、今回趣旨でも書かせていただいたところではありますけれども、今後、近隣から取り残されて、魅力のあるまちとして見捨てられないようにというようなことも大事かというふうに考えますので、ここはめり張りをつけるというようなところを、限られた財源の中でどこに重きを置いて施策を進めていくかというところを当初予算の編成の中でも議論を重ねまして、今回提案というふうな形でさせていただいたものでございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）そしたら、僕たちの一般質問やほかの議員さんの要望等とも含めた上で、さらにまた隣の市町もやってきているから熊取町もやろうかという考えですか。

議長（二見裕子君）阪上保険年金課長。

保険年金課長（阪上正順君）1点だけ、今おっしゃられたとおりで、答えたとおりなんですけれども、補足としまして、わが町提案ということでホームページ等からもご意見等を賜ってございまして、住民の意見も含めて今回考えさせていただいたということでございます。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。田中豊一議員。

1番（田中豊一君）今年の10月から子ども医療費の拡大ということで、補助の拡大ということでありがとうございます。

私も質問で、貝塚市が3年度の当初からということで、それとあと、泉佐野市が同じ令和4年10月から市長のほうで拡充するということが発表になったということは知っております。そういう中で、真ん中に挟まれた熊取町が取り残されないということも含めて、ほかにもいろいろ熊取町では施策をやっているんで、そういう考え方もあるんですけども、これ、前へ進めていただいてありがとうございます。

1点だけ、やっぱり財源は一般財源ということなので、先ほども課長から説明のあった非常に苦しいという中ですが、子育て施策全体の中でアクションプログラムで取り組むという内容になっている、これはほかの部局なのかも分かりませんが、やっぱり企画財政とかが中心になって、過ぎていくところは本来の目的の施策に合うように調整は必要かなと。

例えば泉佐野市の場合は、この施策をやるに当たって就学援助、うちは25%ぐらいなんですけれども、2年度の決算で、毎年20%になるように補助金の要綱を毎年とか2年に1回見直ししているというようなことを聞いていますので、そのあたりのバランスがどこがいいのかということは当然

加味してもらって、取り組めるものなら取り組んでいって、やはりバランスの取れた収支にしてもらいたいと思うんです。そのあたりの考え方はどうですか。

議長（二見裕子君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事（東野秀毅君）今、議員のほうからご意見を頂戴した点につきましてご答弁させていただきます。

一つの例として、今、就学援助の点のお話が出たんですけれども、現行の行財政改革プランの中で就学援助については一定、町議会のほうからもいろいろと、当時は附帯意見とか幾つかそういう皆様のご意見、総意ということで、一旦見送った経過もあります。現状、そしたら今そのあたりがどう変わっているのかとかということも含めて、改めてまたそういうテーマとしてもしご提案するのであれば、その他の施策も含めて全て横に並べてもう一度見直す必要があるのかなというのと、あともう一つ、コロナの状況というのが思いのほか今長引いていますので、一つは、ここまで広げた中で一部は逆に医療費と同様な形でのセーフティネット的な扶助費の部分で削減するのがどのタイミングがいいのかとか、そのあたりは非常にセンシティブな面がございます。そのあたり、こちらの理事者側も常日頃から議論は進めているんですけれども、適切なタイミングで改めてご提案できるのであれば、させていただければと考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件5、子ども医療費助成の対象者拡大についての件を終了いたします。

議長（二見裕子君）次に、案件6、熊取町立地適正化計画（案）についての件を説明願います。馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）それでは、熊取町立地適正化計画（案）についてご説明いたします。

本件につきましては、以前ご説明させていただきましたが、令和2年度から策定作業を進めてまいりました。昨年7月、本年1月、2回の都市計画審議会における審議を経まして案をまとめましたので、今回ご説明させていただくものです。

本日、資料として計画書案と概要版を事前にお配りしておりますが、概要版を中心に説明させていただきます。

それでは、最初に立地適正化計画とはですが、全国的な少子高齢化、人口減少の進行を背景とし、平成26年に都市再生特別措置法の一部が改正され策定することとなったもので、住宅の居住機能や医療、福祉、商業などの都市機能の配置や公共交通の充実に関する包括的なマスタープランであり、コンパクトなまちづくりと地域交通の再編の連携により、幅広い世代の方が生活利便施設等を利用できるネットワーク型コンパクトシティを目指すための計画となっております。

立地適正化計画では、主にまちづくりの方針、居住誘導区域、都市機能誘導区域、誘導施策等を定めることとなります。

次に、背景と目的ですが、ただいまの立地適正化計画に関する説明と内容的に重なる部分がございますが、記載のとおりとなっております。

続きまして、右のほう、目標年次ですが、こちらのほうにつきましては、国土交通省の都市計画運用指針において、立地適正化計画はおおむね20年後の都市の姿を展望するものとされておりまして、運用指針の考え方を踏まえ、おおむね20年後である2040年を目標年次といたします。令和で申し上げますと22年となっております。

ここで、概要版、右側の図も併せてご覧いただけますでしょうか。

立地適正化計画では、今後も生活サービスや地域コミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導する区域として居住誘導区域を定め、図面上、青いエリアです。その中に、医療、福祉、商

業等の都市機能の拠点として、これらのサービスを提供する区域として都市機能誘導区域を定めま
す。図面上でいいますと、熊取町役場と表記している辺りの赤いエリアになります。

それぞれのエリアの考え方ですが、居住誘導区域の設定の考え方につきましては、本町では、市
街化区域全体に形成される安全・安心な良好な住環境の維持を図るため、市街化区域全域を基本と
して区域の設定を行っています。ただし、安全・安心で良好な住環境を維持する観点から、土砂災
害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定されている区域や、住吉川、雨山川沿いの浸水想定区域
のうち、一般的な家屋の2階以上の部分が浸水するおそれがあり、垂直避難が困難と思われる想定
最大浸水深さが3メートル以上になる区域については、今回、居住誘導区域から除外してございま
す。

続きまして、その中で都市機能誘導区域の設定の考え方について説明いたします。

熊取駅から熊取町役場間の都市機能の集積による中心市街地の魅力向上などを踏まえ、熊取駅周
辺及び熊取町役場周辺間を基本とした徒歩圏800メートル圏内での区域を設定しています。区域内
には熊取町公民館、町民会館、熊取図書館などにぎわいや交流の創出に寄与する施設があり、大阪
外環状線沿道には商業施設が集積して立地されていることなどを勘案して、区域の設定を行ってい
ます。

続きまして、資料左の一番下になります。誘導施設について説明します。

誘導施設とは、都市再生特別措置法において「医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居
住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの」と
されており。本町では、中心市街地の魅力向上、全ての住民の生活利便性に寄与する施設とし
て、表のものを誘導施設と位置づけております。

それでは、概要版の裏面、2ページ目のほうへお進みいただけますでしょうか。

計画の策定に当たって、本町の特性、一番左です。大きく4項目を上げさせていただいています。
それから、このような本町の今後想定される町の課題といたしまして、右の上でございしますが、同
じく4項目、上げさせていただいております。

これらを踏まえまして、その下ですが、立地適正化計画における課題といたしまして、本町の核
となる中心市街地（熊取駅から熊取町役場間）の活力・にぎわいの創出、さらなる安全性の向上を
図るとともに、市街化区域全体に広く形成されている良好な住環境の確保、持続可能な公共交通ネ
ットワークの再構築を進めるなど、全ての住民が安全・安心で快適に暮らすことができるコンパク
トなまちづくりが必要というふうに考えているところでございます。

本町の特性や課題を踏まえ、まちづくりの方針としまして、下のほうで白抜きでござい。熊
取駅から熊取町役場間の都市機能の集積による中心市街地の魅力向上と市街化区域全体に形成され
る安全・安心で良好な住環境の維持というものを今回定めたものです。

次は、左の下になりますが、具体的な誘導方針及び誘導施策です。

誘導方針の1、ピンク色の部分です。中心市街地におけるにぎわいの創出として、熊取町公民館、
町民会館や熊取図書館のリニューアルによるにぎわいの創出や、熊取駅周辺の土地利用の活性化な
ど、都市機能誘導区域内において都市機能の集積など、にぎわいの創出に資する取組を推進するこ
とを誘導施策としております。

それから、次の緑、誘導方針の2です。こちらは中心市街地での快適で安全・安心な都市環境の
創出といたしまして、公共施設の耐震化や交通安全対策など、都市機能誘導区域内において防災指
針と連動しながら快適で安全・安心な都市環境の創出に資する取組を推進することを誘導施策とし
て上げさせていただいております。

それから、下へいきましてブルーの部分です。誘導方針の3といたしまして居住環境・生活利便
性の維持、地域公共交通会議と連携した公共交通ネットワークの再構築や空き家バンクの活用によ
る空き家の利活用の促進など、居住誘導区域内において全ての住民が安全・安心、快適に暮らせる
環境の維持に資する取組を推進することを誘導施策としております。

中ほどの右へお進みいただけますでしょうか。

次に、防災指針でございます。緑で防災指針と書いています。

これは、令和2年度の都市再生特別措置法の一部改正により、立地適正化計画の記載事項として防災指針というものが追加されたことを踏まえ、今回定めたものです。当該指針に基づく具体的な取組を検討するもので、本町における災害リスクに備え、防災まちづくりの取組を総合的に推進するため、防災まちづくりの将来像として、ハード、ソフト両面からの防災対策の推進による安全・安心な居住空間の維持を将来的な目標として、防災まちづくりの取組方針といたしまして、総合的、一元的な雨水・治水・浸水対策やハード施設の整備・維持管理、防災教育・防災訓練の実施やハザードに関する周知など、熊取町地域防災計画や熊取町国土強靱化地域計画の施策とも連携を図りながら取り組んでまいります。

最後に、その下、目標値でございます。

誘導施策の達成度を評価するため、誘導施策と関連した目標値といたしまして、記載のものを上げております。居住誘導区域の人口密度については、平成27年国勢調査の結果による人口密度は1ヘクタールに対して51.8人となっておりますが、熊取町人口ビジョンの目標人口を基に、今回、目標値を1ヘクタール当たり45人というふうにさせていただいております。

続きまして、事業所数についてですが、令和2年度の熊取町統計書の数字では現状値987件となっておりますが、今後約20年間で、人口減少の中でもにぎわい、交流を促進していくことにより、目標値を現状値以上とさせていただいております。

続きまして、自主防災組織の自主防災訓練実施率ですが、令和元年度74.4%であり、今後、全ての自主防災組織で毎年自主防災訓練が実施されることを目標として、目標値を100%とさせていただいております。

続きまして、公共交通利用者数につきましては、熊取駅の乗車客数の現状値401.8万人、公共交通バスの利用者数の割合は現状値、人口の5%、ともに令和元年度の数値になりますが、駅周辺のにぎわいの創出や活性化を加味しながら目標値を現状値以上とさせていただいております。これにつきましては今後、公共交通会議での検討により、目標値を一部見直す場合がございます。

以上が熊取町立地適正化計画（案）の内容でございます。

今後のスケジュールですが、本計画案につきまして本日以降パブリックコメントを実施させていただきまして、3月の都市計画審議会において議決後、年度内に公表させていただく予定となっております。

説明は以上です。

議長（二見裕子君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件6、熊取町立地適正化計画（案）についての件を終了いたします。

議長（二見裕子君）次に、案件7、第2次熊取町耐震改修促進計画中間検証についての件を説明願います。馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）それでは、引き続きまして第2次熊取町耐震改修促進計画中間検証についてご説明させていただきます。

同じように、本日、資料として検討書の案と概要版を事前にお配りしておりますが、概要版を中心に説明させていただきます。

まず、概要版左の一番上ですけれども、中間検証にあたってという部分で、平成29年3月に第2次熊取町耐震改修促進計画を改定しましたが、住宅については令和7年度までに95%、それから多数の者が利用する建築物については100%の耐震化率を目標に掲げ、耐震化促進のため取組を進め

てまいりました。

今回、計画策定から目標年次である令和7年度までの中間年を迎えたことから、最新の統計資料に基づき、本町域の住宅建築物の耐震化の目標の達成状況を検証するとともに、関連する計画である大阪府の計画の改定状況を踏まえ、計画の見直しの要否について検討させていただいたものでございます。

2番、基本的な方針と目標、現計画において記載のとおり目標を上げております。

3、耐震化の現状ですが、まず3-1、住宅につきましては、下のグラフも見ていただけたらと思いますが、現計画の策定時の85%から令和2年度時点の住宅の耐震化率は89%と向上しております。しかしながら、令和7年度の耐震化率95%の目標達成には6ポイントの向上、統計上の数字でいえば1,014戸の耐震改修、建て替え促進などが必要となっております。

それから、3-2、右側でございます。多数の者が利用する建築物といたしまして、民間の建築物の耐震は全て完了し、耐震化率は100%となっております。

それから、3-3、その下です。町有建築物です。町有建築物につきましては、優先的に取り組む施設として74棟について今まで取組を続けてまいりまして、現在69棟が耐震化されておまして、耐震性なしとなったものは残り5施設となっております。

5施設の今後の取組の予定については、その下にそれぞれの施設について記しているとおりでございます。老人福祉センターについて、旧南保育所について等、5項目そちらのほうに記載してございます。

その次、3-4ですが、広域緊急交通沿道建築物、こちらのほうは説明を省略いたします。

4に進みまして、大阪府の計画改定状況ですが、本町の耐震改修促進計画に大きな影響を及ぼす改定はございません。

最後に、計画見直しの検討結果及び今後の取組みでございます。

住宅につきましては、総務省統計局が実施する住宅土地統計調査から、令和2年度の耐震化率を推計したところ89%となり、令和7年度までに95%という目標達成を図るためには、さらなる耐震化のスピードアップが必要と考えられます。

大阪府の住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪では、令和7年度までに耐震化率95%という目標設定を維持していることから、本町においても、令和7年度までに耐震化率95%を目標として維持した上で、目標達成に向け、第2次熊取町耐震改修促進計画に基づく各施策を展開することはもちろん、さらなるスピードアップを図るため、令和5年度から令和7年度までの3年間を集中取組期間と位置づけまして、当該期間に取り組む新たな施策や補助制度の見直しについて、来年度、令和4年度のできる限り早い時期に検討していきたいと考えてございます。

多数の者が利用する建築物については既に耐震化率100%を達成していることから、新たな目標設定は行わないものといたします。

中間検証に関する説明については以上でございます。

議長（二見裕子君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件7、第2次熊取町耐震改修促進計画中間検証についての件を終了いたします。

議長（二見裕子君）次に、案件8、公民館・町民会館整備についての件を説明願います。大屋生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（大屋真志君）それでは、公民館・町民会館整備についてご説明いたします。

公民館・町民会館整備については、令和3年12月に基本設計を策定し、現在、実施設計を策定中でございます。令和4年度には設計業務も完了し、具体的に事業が進んでまいりますので、今後の

スケジュール、事業費等についてご説明いたします。

資料のほうをご覧ください。

まず、1、今後のスケジュールについてでございます。

先ほども申し上げましたとおり、令和3年12月に基本設計を策定し、実施設計の策定へと移行しております。実施設計については、令和4年度に入りまして7月に策定予定となっております。実施設計を策定した後、入札業務の手続等もございますので、現在の公民館、町民会館については工事に着工するまでの間利用することができますので、11月末までご利用いただき、12月以降は閉館となります。翌令和5年1月に整備工事に着手し、令和6年4月から供用開始の予定となっております。

詳細のスケジュールをご説明いたしますので、資料の1をご覧ください。

こちらは令和4年度から6年度までの整備スケジュールとなっております。

まず、一番上の段、共通というところですが、先ほど申し上げたとおり、実施設計については7月末策定予定となっております。策定した後、その下、10月に制限付一般競争入札を実施いたします。本整備工事については議会の議決案件となりますので、直近の議会であります12月議会に上程させていただくことになろうかと思っております。12月議会でご可決をいただくまでの間、公民館、町民会館は利用することができますので、その下、公民館、町民会館の開館期間については令和4年11月末までとなります。

次の段、公民館棟（町民会館ホール含む）につきましては、今の公民館、町民会館ホールが建っている敷地でのスケジュールとなりますが、令和4年12月議会でご可決をいただいた後、準備工事に入り、まずアスベストの除去を令和5年1月に実施し、アスベストを除去した後、町民会館ホールの解体、公民館の大規模改修及び耐震補強工事を行います。町民会館ホールの解体につきましては令和5年2月から7月まで、公民館大規模改修・耐震補強については令和5年2月から令和6年1月まで、それぞれ実施する予定となっております。

その下の段、ホール棟につきましては、現在の来庁者用駐車場の敷地におけるスケジュールとなります。ホールにつきましては新たに建設することとなりますので、工事着工前の令和4年9月から11月まで埋蔵文化財の調査を実施いたします。その後、公民館と同じく準備工事に入り、令和5年2月から令和6年1月までホールの新築工事を実施する予定となっております。公民館、ホールとも、1月に建物が完成した後、2か月の開館準備期間を経て令和6年4月から供用開始の予定となっております。

資料の1ページに戻っていただきまして、次に2の建設事業費についてでございます。

(1) 設計事業費ということで、こちらは建物の建設に係る設計ベースでの金額ということになりますが、15億77万1,000円となっております。

次に、(2) 活用財源についてでございますが、①補助金として国土交通省の都市構造再編集中央支援事業費補助金を活用します。補助率につきましては、括弧内に記載のとおり2分の1となっております。

②地方債といたしまして公共事業等債を活用いたします。起債充当率については括弧内に記載のとおり90%となっており、元利償還金の一部が普通交付税で措置されるものでございます。

次に、(3) 予算措置についてですが、令和4年度一般会計当初予算において以下のとおり公民館・町民会館整備に係る予算を上程しておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

内容につきまして、まず①施設整備工事費ということで、工期が令和4年度単年度で完了いたしませんので、令和4年度、5年度の継続費を設定しており、令和4年度は1億8,009万3,000円、令和5年度は13億2,067万8,000円の年割額とし、合計は先ほど申し上げました15億77万1,000円となっております。

次に、②測量・設計監理等委託料についてですが、1つ目は令和3年3月より進めております基本設計・実施設計業務として7,040万円、その下、工事監理委託料については、施設整備工事費と

同じく令和4年度、5年度の継続費を設定しており、令和4年度は392万7,000円、令和5年度は2,879万3,000円の年割額とし、合計3,272万円となっております。

その下、③埋蔵文化財発掘調査工事費につきましては、資料1のスケジュールでご説明しましたとおり9月から11月まで実施するもので、2,695万円となっております。

最後に、④その他については、建築確認等手数料や公民館備品の移設費用などで218万2,000円となっております。

なお、これらの経費のうち①の施設整備工事費、②測量・設計監理等委託料のうち工事監理委託料、③埋蔵文化財発掘調査工事費につきましては、都市構造再編集集中支援事業費補助金及び地方債の対象事業となっているものでございます。

以上、公民館・町民会館整備事業についての説明は以上です。

議長（二見裕子君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。江川議員。

13番（江川慶子君）丁寧にご説明ありがとうございます。

今後のスケジュールのところを見ていて、閉館後、工事が具体的に始まってくるんですが、両方で工事が始まったら役場庁舎に来られた方の駐車場というのが大変困るんじゃないかなと、今見ていて。役場の前は障がい者の方とかに限られていますし、どこに車を止めていいのかなというふうにちょっと思ったんで、その辺はどのようにお考えか。1年2か月ほどですか、どうされるのかなということで心配になったんで、質問します。

議長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（大屋真志君）工事期間中、駐車場が少なくなるというところでございますけれども、1点申し上げたいのは、商工会の前の今、職員駐車場として貸し出しているところ、あそこを来庁者の方の駐車場として開放させていただく、工事の期間の間というのが1点と、あと、工事期間中ずっと全ての駐車場が使えないというわけではなくて、順番に整備を行いながら駐車場を順次開放していくという形になりますので、一時期少ない時期というのはあるんですが、ずっと一番少ない台数ではないということでご理解いただければと思います。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。職員が止めているところも借りて、来庁者の方が不自由のないようにということで、赤ちゃん健診やとか車でどうしてもふれあいセンターに来るとか、そういうことがある行事は見計らってきちんと対応していただけたらありがたいなと思いますので、よろしくお願い致します。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。河合議員。

8番（河合弘樹君）埋蔵文化財発掘調査工事費なんですけれども、これ、現駐車場を造ったときには、その調査はされなかったんですか。

議長（二見裕子君）立石生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（立石則也君）現来庁者駐車場につきましては、昭和57年度に消防署の建設候補地として試掘調査を行っております。今回は本掘調査ということで、全面的調査になります。

試掘調査の結果につきましては、鎌倉時代とか室町時代の遺物、瓦とか瓦器とか土師器、陶器などの破片が出てきたと。あと柱の跡、遺構なんですけど、出てきております。そういう状況です。今回は、ですから本掘調査という全体の調査を行うというものでございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。田中豊一議員。

1番（田中豊一君）いよいよ公民館、町民会館の整備ということで全体像が分かってきたんですけども、この事業費を足し算すると全部で16億4,000万円ぐらいになるんです。最初、基本構想ですか、発表されたときたしか11億円ぐらいと言われていたんですけども、詳細をやっていったらこうな

るのかも分かりません。そのあたりは甘かったのかどうか分かりませんが、主に増えた理由というのは何かありますか。

議長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（大屋真志君）基本構想で掲げておりました事業費については12億円を想定しておりました。この12億円といいますのは、あくまでも決算ベースでの事業費とご理解いただきたいところが1点ございます。また、今回お示ししております事業費については設計ベースということになっておりますので、これから落札減等が生じますので減額になるものと考えております。

ただ、当初想定しておらなかった経費というのも当然発生しております。例えば先ほどご説明いたしましたアスベストの除去であったりとか、あと地盤調査を実施した際に、ホールを建てる今の駐車場の用地の地盤が若干脆弱であるというところもございまして、そちらの基礎工事の変更というものがございまして。あと、これは令和3年3月から基本設計を始めておるんですけども、その頃に比べまして物価といいますか、建設資材の高騰が生じていると、そういったところが主な理由となっているところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）今後、詳細設計が7月までに上がるということで、それはこの予算で大丈夫なのかなどというふうな、物価の上昇はもういろいろなところで聞いていますし、よくコンピューターの基盤に関係するような温水関係だとか、それから空調関係だとか、物が入らないとかというようなこともあるんで、そのあたり慎重に、1年余りあるんですけども頑張っていたいただきたいのが1点と、先ほど参事のほうから説明があった補助対象です。1番と、それから管理委託料ですか、それと埋蔵文化財が対象になりますよという話やったんですけども、都市構造再編集中支援事業費補助金ですか、これは、先ほどまちづくりのほうから説明のあった中心市街地の関係で、国のほうではある程度準備できているというようなことを聞いているんです。補助対象になるものが2分の1というても対象でないものもあるんじゃないかなと思うんで、そのあたりは、50%ということですけどもどのぐらいを見てはるんですか。

要するに僕は、単費がどれだけ要するかということを知りたいんですわ、起債もありますけども。

議長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（大屋真志君）現時点では全て補助対象になるというふうに見込んでおりますので、先ほど申し上げました3つの項目を合計しますと15億6,000万円強というところで、補助金が7億8,000万円、それに起債が7億円強と、一般財源としましては7,800万円程度ということになってくるんですけども、当然、地方債につきましては後年度の元利償還金の償還が発生してまいりますので、交付税措置について一定見ているところではございますけれども、約1億5,000万円ぐらいが理論値として普通交付税に算入されるのかなと思っております。大体、落札減を見込んで純粋な単費で、今単純には出ませんが、6億数千万円程度ではないかなと見込んでいるところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件8、公民館・町民会館整備についての件を終了いたします。

議長（二見裕子君）以上で、本日の案件は終了いたしました。

次に、その他報告が1件あります。

令和4年度国保「市町村標準保険料率」等について報告願います。阪上保険年金課長。

保険年金課長（阪上正順君）それでは、令和4年度国保「市町村標準保険料率」等についてご報告させ

ていただきます。

市町村標準保険料率については、1月7日の市町村主管課長会議で大阪府が公表し、その後、関係資料を議員の皆様をはじめ国民健康保険の運営協議会の委員の皆様にもご提供させていただいたものでございます。

本日の資料につきましては、コロナの影響で運営協議会は書面開催といたしました。令和3年度の第2回熊取町国民健康保険運営協議会の資料でございます。

それでは、資料の4ページをご覧ください。

(1) 令和4年度大阪府市町村標準保険料率についてでございます。

この表は、大阪府が示した令和4年度の市町村標準保険料率と令和3年度の熊取町の保険料率とを比較し、その増減を表にしたものでございます。表の網かけ部分が令和4年度の市町村標準保険料率でございます。今回の標準保険料率では、後期の支援分についてはマイナスとなっておりますが、それ以外の料率は上昇となっております。

また、参考でございますけれども、表中には令和3年度の熊取町の保険料率と比較した増減額、また増減率をお示ししております。

前年度との比較で増加率が大きいものでございますと、医療分の均等割が1,124円、3.96%の増、平等割につきましては、標準保険料率3万1,870円と比べた場合は235円、0.74%の増となりますが、本町におきましては例年、昨年5月の国保運営協議会での諮問、答申を踏まえまして、町独自の激変緩和として市町村標準保険料率から約11.2%引き下げて2万8,297円といたしましたので、こちらとの比較では3,808円、13.46%の増と、変動幅が大きくなってございます。

また、右端の賦課限度額につきましては、3年度から変更はなく、医療分、支援分、介護分を合わせまして99万円となるものでございます。

次に、令和4年度の算定における主な変動要因の概要についてでございます。

5ページの(4)番目をご覧ください。

令和4年度の算定における主な変動要因の概要についてでございますが、1点目は、推計被保険者数が令和3年度では186万6,000人でしたが、令和4年度では、団塊の世代の後期高齢者への移行を反映して、6万5,000人減少して178万8,000人となっております。

次に、算定上の1人当たり費用額の増減要因についてでございますが、増要因につきましては前期高齢者交付金の減、約9,200円、保険給付費の増で約8,100円、介護納付金の増で約1,400円となっており、減要因につきましては療養給付費等負担金の増で約5,100円、普通調整交付金の増、約3,100円、過年度調整(令和2年度剰余金)の活用で約2,000円となっております。

続いて、枠囲みの中で、保険料抑制のために大阪府が講じた工夫についてでございます。

1点目が過年度調整(令和2年度剰余金)の活用で約35億円、2点目が都道府県の保険者努力支援制度交付額の活用、約25億円、3点目が予防・健康づくり支援交付金獲得による調整財源活用として約12億4,000万円、そして4点目が都道府県繰入金(経過措置振替分)の活用として5億円となっております。

続きまして、実際の年間の保険料で比較した表で影響額をご覧いただきたいと思っております。

資料は6ページ、7ページをご覧ください。

こちらの表は世帯の構成人数と所得階層別の保険料を示すもので、令和3年度の熊取町の独自保険料率、先ほど申し上げましたように医療分の平等割を軽減した後の保険料と、令和4年度の標準保険料率を適用した場合の保険料を比較したものでございます。なお、介護分は含まない前提として算定しております。

網かけをしている階層は増額となるもので、限度額82万円を超過する世帯は限度額に変更がないため、据え置かれるものでございます。

その中で、特に6ページの上段のドットの網かけ部分が世帯構成別割合が最も高い1人世帯で所得なしの階層でございまして、令和3年度の保険料が2万3,481円となっておりましたが、この

まま標準保険料率を適用しますと2万4,865円と1,384円、増加率でいきますと5.9%の増と、最も高い割合で上昇するような形となります。

これらの状況を踏まえまして、令和6年度に保険料率が府下統一されることを見据えながら、令和4年度におきましても引き続き町独自の激変緩和を続けていくか、もし行うとすればどの程度行うかにつきましては、本年5月中旬に開催する予定の国保運営協議会におきまして基金や決算余剰金などの活用可能な財源をお示しした上で諮問し、ご審議いただく予定でございます。

続いて、8ページをご覧ください。

こちらは、現時点におきます近隣の岸和田市以南の令和4年度保険料率の対応となってございます。各市町ともに未決定の状況ですので自治体名は控えさせていただきますが、本町を含む2団体が独自の保険料率の採用も視野に入れて検討中とされておりまして、それ以外は全て府の標準保険料率を採用するものと伺っております。

(2)は、参考としまして今年度、令和3年度の近隣市町のモデルケース保険料の比較表を掲載してございますが、独自軽減を行った結果、本町では全てのケースで2番目に低く保険料が抑えられている状況でございます。

以上が令和4年度の国保「市町村標準保険料率」についてのご報告でございます。

続きまして、報告事項につきまして若干説明をさせていただきたいと思っております。

資料は19ページをご覧ください。

19ページ、資料3となっております。(1)子どもに係る国民健康保険料均等割額の軽減措置の導入についてでございます。

子育て世帯の経済的負担軽減と少子化対策の観点から、令和4年4月から、子どもに対する国民健康保険の均等割保険料を公費、国、都道府県、市町村が負担することによりまして、5割軽減することが制度化されました。対象につきましては、国保の加入世帯の全ての未就学児、満6歳の到達年度末に係る均等割保険料で、従来の低所得者に係る保険料軽減を踏まえた上で、さらに5割の軽減を行うものでございます。

中ほどに軽減拡大のイメージ図を掲載してございまして、プラスで表示している部分が拡大部分となっております。例えば、現状で7割軽減世帯に属する未就学児につきましては、さらに1.5割の軽減を上乗せしまして合計で8.5割軽減というような形で、それぞれ軽減がなされるということになります。軽減が全く今なされておられない世帯におきましても、最低でも未就学児につきましては均等割が5割軽減されるというような仕組みとなっております。

なお、今回の軽減拡大に伴う保険料の減額分につきましては、国が2分の1、府が4分の1、町が4分の1の割合でそれぞれ負担し合う制度設計となっております。賦課期日から10月31日までに軽減対象であることが分かった者が負担金の算定対象となります。現時点で、本町への財政影響額につきましてはおよそ年間で約90万円ほどと試算しているところでございます。

本件につきましては、3月議会におきまして国民健康保険条例の改正案を上程する予定でございますので、よろしく願いいたします。

次に、20ページ、資料4の(2)出産育児一時金等の見直しにつきましては、12月議会におきましてご審議賜りまして既に決定した内容でございまして、こちらのほうは説明は省略させていただきます。

以上で、令和4年度国保「市町村標準保険料率」等についてのご報告とさせていただきます。

議長(二見裕子君) その他の報告が終了いたしました。質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

議長(二見裕子君) ほかに何かあれば承ります。

(「なし」の声あり)

ないようですので、以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(「15時46分」閉会)

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

二見裕子

議 員 全 員 協 議 会

月 日 令和4年3月14日（月曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員	1	番	田 中 豊 一	2	番	大 林 隆 昭
	3	番	浦 川 佳 浩	4	番	坂 上 昌 史
	5	番	文 野 慎 治	6	番	鱧 谷 陽 子
	7	番	田 中 圭 介	8	番	河 合 弘 樹
	9	番	矢 野 正 憲	10	番	渡 辺 豊 子
	11	番	二 見 裕 子	13	番	江 川 慶 子
	14	番	坂 上 巳生男			

欠席議員 なし

説明員	町 長	藤 原 敏 司	副 町 長	南 和 仁
	教 育 長	岸 野 行 男	総 合 政 策 部 長	明 松 大 介
	総 合 政 策 部 理 事	東 野 秀 毅	総 務 部 長	林 利 秀
	総 務 部 理 事	阪 上 章	住 民 部 長	巖 根 晃 哉
	住 民 部 理 事	山 本 浩 義	健 康 福 祉 部 長	山 本 雅 隆
	健 康 福 祉 部 理 事	木 村 直 義	都 市 整 備 部 長	田 中 耕 二
	都 市 整 備 部 理 事	白 川 文 昭	都 市 整 備 部 理 事	濱 田 隆 之
	兼 道 路 課 長	永 橋 広 幸	教 育 次 長	阪 上 敦 司
	都 市 整 備 部 理 事	原 田 哲 哉	企 画 経 営 課 長	近 藤 政 則
	教 育 委 員 会	奥 村 光 男	人 事 課 長	橘 和 彦
	事 務 局 理 事	野 津 博 美	収 納 対 策 課 長	下 中 昭 三
	総 務 課 長	石 川 節 子		
	税 務 課 長			
	健 康 ・ い き い き			
	高 齢 課 長			
事 務 局	議 会 事 務 局 長	藤 原 伸 彦	書 記	瀬 野 裕 三

案 件

- 1) 地方創生臨時交付金活用事業について
- 2) 熊取町公共施設等総合管理計画の改訂について
- 3) その他報告
 1. 地区公民館等の耐震化に対する補助について
 2. 令和3年人事院勧告への対応について
 3. 令和4年度税制改正（案）について

議長（二見裕子君）皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜りありがとうございます。ありがとうございます。

本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

議長（二見裕子君）本日の案件は、地方創生臨時交付金活用事業についてほか1件、そのほか報告が3

件であります。

発言をされる方は、挙手の上、着座で、マスクはつけたまま発言していただきますようお願いいたします。

なお、本日の会議では、新型コロナウイルス感染対策として、換気のため一部の窓を開けておりますので、ご了承願います。

また、案件の終わられた方は、会議の途中で退室いただいても結構ですので、申し添えます。

それでは、案件1、地方創生臨時交付金活用事業についての件を説明願います。近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）よろしくお願いたします。資料に基づきましてご説明いたします。

まず、1、目的等につきましては、第1段落におきまして、今回の臨時交付金が追加された経過を記載しております。

内容につきましては、昨年末に可決されました国の令和3年度補正予算で臨時交付金6.8兆円が追加計上されたものでございます。そして、令和3年12月27日付で1億9,882万7,000円の本町の交付限度額が示されたところでございます。

なお、これまで同様、地方創生臨時交付金の目的でございます感染拡大防止や新しい生活様式への対応といったもの、こういったものの目的に合致し、地方公共団体が地域の実情に応じて実施する事業であれば、原則用途の制限はございません。

次に、2の交付金活用事業につきましては、迅速かつ効果的にこの臨時交付金を活用すべく、令和4年度当初予算編成と併せまして、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止や熊取町版緊急生活経済支援、アフターコロナを見据えた未来への投資の観点から交付金活用事業を検討し、次のとおり決定したものでございます。詳細につきましては、後ほど2ページで説明いたします。

具体的には、大きく4つの分野で活用することとしております。①熊取町版緊急生活経済支援で合計5,374万4,000円、②新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る事業で1,391万1,000円、③で、GIGAスクール構想関連事業で8,166万2,000円、④で、デジタル化推進（行政DX）に係る事業で7,937万6,000円、合計で2億2,869万3,000円の事業費になっております。

3の交付金活用事業に係る予算につきましては、歳入である国の令和3年度補正予算による地方創生臨時交付金については、国において予算が令和4年度に繰り越されることとなっております。これによりまして、交付決定後、しかるべき時期に補正予算に計上したいと考えております。ですので、2段落目でございます、本町における交付金活用事業に係る歳出予算、こちらにつきましては、令和4年度当初予算に計上し、今議会に上程をしておるところでございます。

なお、括弧書きにございますとおり、子育て世帯等独自支援事業につきましては、先日、本会議で報告いたしました令和3年度専決補正予算（第10号）によって予算を計上しておるところでございます。

続いて、2ページをご覧ください。

右側に累計ごとの番号を示しております。全ての事業ではなく、主たるものについて順番に説明をいたします。

①の熊取町版緊急生活経済支援では、先ほど申し上げた子育て世帯等独自支援に加えまして、ひまわりバス無料化事業を継続いたします。

次に、②の新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る事業につきましては、表の上から5つ目の関西医療大学との連携によるPCR熊取モデルを継続いたします。

次に、③のGIGAスクール構想関連事業では、表の真ん中辺り、ご覧ください。小学校の普通教室大型モニターを設置する事業に活用いたします。これは、1人1台端末やデジタル教科書の導入、この効果を高めるために、教室にプロジェクター型の大型モニターを設置するものでございます。

次に、④のデジタル化推進（行政DX）に係る事業でございます。こちらは、表の下から2つ目、

電子図書館システムの導入をご覧ください。こちらにつきましては、約1,300タイトルの電子図書を導入し、これまでなかなか利用されなかった層に対して訴求をしていくものでございます。

今申し上げた事業を中心に、現状の厳しい財政状況の中、感染拡大防止、コロナ禍の影響を受けている方への支援、未来への投資の観点も踏まえた活用事業の内容となっております。

私からは以上でございます。

議長（二見裕子君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。田中豊一議員。

1番（田中豊一君）一つ一つの項目については、新年度の予算審議の中でさせていただくとして、説明の2番目で各分野別に仕分をしていただいています。この中で、3番目のGIGAスクール構想の関連事業ということで、8,100万円余り、交付金を使って進めていくということなんですけれども、これ、2年度も3年度も相当時間と経費をかけてやっているところが、私らの聞いているところでは、その目標になかなか達していないんじゃないかと。我々の会派でも予算の要望でもさせていただいたんですけれども、これで新たに8,100万円ほどまた人とお金を入れて、物も入れてやるわけなんですけれども、やはりこれをちゃんと生かして、早くやっぱり端末を活用して、学校はもちろんなんですけれども、在宅でもできるような形を進めてもらいたいんですが、そこら辺の意気込み、どんなんですか。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）一般質問とか、会派代表質問でしたか、お答えさせていただいたと思うんですけれども、一応教育委員会のほうでつくっているロードマップに基づいて、今、事業のほうを進めております。

今回大きいのは、真ん中辺、さっき近藤課長のほうからもありましたけれども、小学校に今テレビモニターが入っている分の入替えということで、これをプロジェクター型に更新させていただくということで、現在、学校のほうでは、持ち帰りに向けていろんな取組を学校のほうでいただいています。夏休みぐらいをめどに持ち帰りについても本格的に進めていきたいなということで、現在、ロードマップのほうをつくっております、それに向けて、今、各学校のほうでいろんな工夫をしながら取組を進めていただいているという状況でございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）今までのレールの上でのロードマップの話は分かりますけれども、これ、約2億2,800万円のうち8,100万円ほど、ほかにでも使えるけれども、特にGIGAスクールに力を入れてやっているとは私は解釈しているんで、そのあたりはやっぱり財政、それから町長の決断とか含めてそこら力を入れているということをやったり意識してもらって、スピード感を持ってやってもらいたいというのが願いなんで、そういうところで聞かせていただいたんですけれども。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）ですので、その辺は重々我々も理解した上で進めさせていただいています。

いろんな先進事例、持ち帰り等々されていますけれども、やっぱり今後は、持ち帰ってネットワークを通じて同時配信の授業を受けるとかというふうな部分については、まだ授業の単位として認められるような方法とか、その辺いろいろちょっとクリアしていかなあかん部分もございまして、今、学校のほうではいろんな取組をしてくれています。その辺を、もっと各8校間で共有しながら、できるだけ早い時期に持ち帰り等も含めた形で、いろんな取組ができるようにということで現在進めていますので、その辺ご理解いただけたらと思います。

議長（二見裕子君）よろしいですか。ほかにありませんか。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）失礼します。電子図書館システムの導入ということがあるんですけれども、電子図書館システムというのはどういうものなのか、パソコンから直接いけるのか、図書館へ全く行かなくても借りることができるということなんですか、その辺ちょっと教えていただきたいんです

が。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）電子図書館についてご説明させていただきます。

電子図書館につきましては、非接触型の図書館として、いわゆるインターネットを活用して、開館日、また時間帯にとらわれず、ネットを通じての図書の閲覧、また貸出し、返却ができるものということでご理解いただければと思います。

議長（二見裕子君）よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）すみません。図書館の関係でちょっとお尋ねしたいんですが、今回、地方創生臨時交付金を活用してということで、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る事業という形でも適用できるということで、町立図書館で図書を貸出しするときに、図書消毒機ですか、そういうのを泉南市のほうはこの地方創生臨時交付金を活用して導入したみたいなんですが、町としてはやっぱりどうしてもそれは導入しないという結論なんですか。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）一度ご質問もいただきまして、答弁させていただいたかと思うんですけども、いろんなウイルス等に効果があるというのは一定検証されているというのは伺っております。しかしながら、今回のこうしたコロナウイルス等々については、まだ実際に効果が見えない中で、それから、一番考えておりますのは、いわゆる紫外線でしたか、あれがやはり図書に非常に影響があるというご意見もある中で、そちらについては、やはりちょっと導入はしない方向で考えているというところでございます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）その地域の考え方によって導入するところとしないところがあるのかと思いますが、この地方創生臨時交付金を活用して、町民、住民が安心して本の貸出しというのができるという環境を考えていただけたらなというふうに思いましたので、再度ここでも聞かせていただきました。

議長（二見裕子君）ほかに質疑ありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）先ほど鯉谷議員からも質問がありましたが、電子図書館システムということは、図書の閲覧を図書館に来なくても閲覧できるということは、これは電子図書を導入することですかね。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）お手元の図書館、そのシステムから、いわゆる電子図書の部分、図書館を見に行くのではなくて、電子図車で貸し出せる書籍というのを、先ほど近藤課長が言いましたように、約1,300ほど今考えています。それが見に行けるというのが電子図書館というところでございます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）それは家庭にパソコンがあるか、あるいはスマホを活用すれば電子図書が閲覧できるということなんですか。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）はい、今おっしゃっていただいたとおりでございます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）その場合は、電子図書を閲覧するためのまた別の登録が必要になってくるということなんですかね。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）また入れる機械等々にもよるかとは思いますが、今考えておりますのは、そういった今持っている図書館のカード、それを利用して、今、図書館を見に行けるものがあるんですけども、そこに改めてアプリがくっつくというイメージで捉えていただけ

ればいいかなと思います。

議長（二見裕子君）よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）学校の給食の献立作成システムの導入というのがありますけれども、ということは、献立を考えるとという人が要らなくなるということなんでしょうか。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）これは、今、カロリー計算をやるとか、メニューを加えるときに、例えばカレーを作りますよというたら、どういうふうな食材が要る、生徒数が何人なんでどれぐらいの量が要るとか、あと、それをカロリー計算やって、大体何カロリーの給食になるよというのを計算するようなソフトです。

今現在、大阪府のほうのシステムを使っているんですけども、そちらのほうがもうシステムがなくなるということで、新たに町のほうで入れると。だから、学校のいろんな栄養士の事務軽減につながるというふうなシステムというか、ソフトやというふうにお考えいただけたらと思います。

議長（二見裕子君）よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、案件1、地方創生臨時交付金活用事業についての件を終了いたします。

議長（二見裕子君）次に、案件2、熊取町公共施設等総合管理計画の改訂についての件を説明願います。奥村総務課長。

総務課長（奥村光男君）それでは、熊取町公共施設等総合管理計画の改訂についてご説明申し上げます。

平成29年2月に策定した計画期間、平成29年から令和18年度までの20年間の計画である熊取町公共施設等総合管理計画について、総務省からの通知により改訂を行うものでございまして、その改訂内容につきましても、総務省の令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項に基づき、個別施設計画等を反映するなど、必要な内容を追加するものでございます。

1、計画の主な改訂箇所についてでございますが、（1）「第5章 施設保有量の推移と目標」を追加するものでございまして、具体的な計画書としましては、6ページをご覧ください。この6ページと7ページを追加するものでございます。

①施設保有量の推移につきましては、公有財産の建物面積をグラフ化したものでございまして、1970年代半ばから急激に増加し、その後、減少している年度があるものの、ほぼ横ばいで推移しているものでございます。

次に、②計画期間における公共施設の延床面積等に関する目標でございますが、目標につきましては、公共施設等の保有量を40年間で25%削減に設定するもので、その設定方法につきましては、総合管理計画に記載している今後40年間の更新等の概算費用が年間当たり約14.1億円見込まれていることに対しまして、過去の本町の投資的経費の平均は約10.6億円となっており、毎年3.5億円の費用超過が見込まれ、率にして25%となっていることから、今後40年間で25%の延べ床面積の削減を目指すものでございまして、計画期間の20年間については、2分の1の12.5%を延べ床削減目標に設定するものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

2、有形固定資産減価償却率の推移を追加するものでございます。

この減価償却率は既に公表しているものでございまして、保有する施設等が耐用年数に対して資産取得からどの程度経過しているのかを把握し、資産老朽化のおよその度合いをはかるものでございまして、100%に近いほど償却が進んでいると見込むものでございますが、本町の有形固定資産減価償却率は類似団体内の平均値と同水準になっているものでございます。

続きまして、「第6章 公共施設の個別施設計画等」の追加でございますが、9ページをご覧ください。

ださい。今回の見直しは、この章の追加が主なものとなります。

おおむね令和2年度までに策定いたしました個別施設計画上の費用と総務省による試算ソフトによる推計を行った総合管理計画上の費用を比較したものでございます。

まず、上段の表は公共施設でございまして、総合管理計画上の費用の計299億6,054万1,000円に対しまして、個別施設計画上の費用の合計が143億7,521万6,000円、効果額といたしましては155億8,532万5,000円となるものでございます。

次に、下段のインフラ施設でございまして、総合管理計画上の費用が計で164億391万6,000円に対しまして、個別施設計画上の費用の合計が59億2,198万8,000円、効果額といたしまして104億8,192万8,000円となるものでございます。

10ページにつきましては、2、個別施設計画等の策定状況と過去に行った対策の概要となっております。10ページに①各個別施設計画等の策定状況、11ページから14ページまでが②過去に行った対策等の主な実施状況でございまして、後ほどお目通しください。

次に、前後して申し訳ございませんが、5ページをご覧ください。

一番下の(3)利便性・居住性等の性能確保に追加するものでございまして、総務省の通知により、誰もが快適に施設を使用できるようユニバーサルデザインの導入を推進する方針を追加するものでございます。

また、今回の改訂により、表紙及び目次等の修正も行うものでございます。

1ページにお戻りください。

最後に、改訂までのスケジュールでございまして、本計画の改訂につきましては、今年度末の3月31日付で改訂を行う予定でございまして。

以上、説明とさせていただきます。

議長(二見裕子君) ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありますか。田中豊一議員。

1番(田中豊一君) 短時間でこれまとめられて、大変やったと思うんですけども、国の要請ということで、公共施設の管理計画、この中で、6ページのところで、今後40年間で25%の延べ床面積削減目標と、20年間では12.5%というふうな目標はあるんですけども、いろんなデータ、例えば町の公共施設の全体像を見れば、どうしても学校施設が、面積とか維持管理経費とかというのは多くなってくるんですけども、これ10年間でまだまだこれからなんですけれども、やっぱり割合からしたら、少子化とかの中でそういう割合が多くなるかなと思うんですけども、生活するのに基本的な道路とか上下水道とか、そういうものはなかなかカットできないと思うんですけども、それ以外ということやったら、やっぱり学校とかというのが目標になってくるのかなというのと、それと、この20年間で12.5%ということなんですけれども、何か近い10年間ぐらいの目標とか計画とかというのは、何かつくる予定があるかどうか、ちょっと教えてください。

議長(二見裕子君) 奥村総務課長。

総務課長(奥村光男君) こちらの削減目標につきましては、20年間で12.5%というところでございます。

今現在考えておるのは、もう既に広域化される予定の例えば環境施設でありますとか、あるいは民営化する保育所、または、もう既に用途廃止を行っている公共施設、こういったものを集約しますと、およそ多分10%程度の削減目標ができるという予定になってございます。

これらの計画を着実に取り組むとともに、残り数%につきましては、目標期限である令和18年度までに削減できるよう目標達成に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長(二見裕子君) よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、案件2、熊取町公共施設等総合管理計画の改訂についての件を終了いたします。

議長（二見裕子君）以上で、本日の案件は終了いたしました。

そのほか報告が3件あります。質疑は、全ての報告が終了した後にまとめて承ります。

まず、地区公民館等の耐震化に対する補助についての件を報告願います。奥村総務課長。

総務課長（奥村光男君）それでは、地区公民館等の耐震化に対する補助について説明申し上げます。

まず、1、新たな補助メニューの創設でございますが、老人憩いの家併設地区公民館の耐震化を進めていくため、耐震改修に特化した新たな補助メニュー、熊取町地区集会所等耐震化事業補助金交付要綱を令和4年4月1日付で制定するものでございます。

次に、2、創設する補助メニューの内容でございます。

まず、補助対象事業につきましては、附帯工事を含む地区公民館の耐震改修工事を対象といたしまして、町長が必要と認めた場合は、建て替えも対象とするものでございます。

また、補助率につきましては100%、補助上限額は1,500万円で、有効期間は要綱制定から5年間の期間限定で補助するものでございます。

その他といたしまして、既存の地区公民館の施設整備事業補助金と同様、100万円以上の経費を対象として、また、耐震改修工事と併せて施設改善を行う場合は、上限120万円を補助する既存の補助メニューとの併用ができるものとし、ただし、建て替え工事の場合は上限600万円を補助する既存のメニューとの併用はできないものとするものでございます。

3、補助対象とする施設についてでございますが、耐震性を有していない老人憩いの家と併設された地区公民館及び同等の構造を有する施設で、町長が必要と認めた施設を補助対象施設とするもので、7地区を想定しているものでございます。

最後に、4、今後のスケジュールについてでございますが、対象地区に耐震化へのご説明をさせていただく際に、町の耐震化への具体的な支援内容をお伝えし、積極的に耐震化の検討をしていただくため、冒頭申しましたとおり、令和4年4月1日付で熊取町地区集会所等耐震化事業補助金交付要綱を制定するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

議長（二見裕子君）次に、令和3年人事院勧告への対応についての件を報告願います。橘人事課長。

人事課長（橘 和彦君）それでは、令和3年人事院勧告への対応についてご報告いたします。

令和3年8月10日に令和3年の人事院勧告が行われております。本町では、従前より国公準拠の観点の下、人事院勧告に準じて給与制度を改定しており、今回においても同様の対応を行いますが、本来であれば、いつも11月の臨時議会等でご審議いただいて、12月からということなんですけれども、令和3年度において給与改定を行うところなんですけれども、国家公務員の給与改定が翌年度からの改定並びに本来令和3年度に引き下げられる相当額について、令和4年6月の期末手当から減額調整を行うように、今、法改正がなされておりますので、本町においても同様の対応といたします。

そもそも令和3年の人事院勧告につきましては、1、民間給与との格差に基づく給与改定を示されております。

月例給与に関しましては、民間との差額が19円でございます。

賞与に関しましては、民間が4.32月、公務員の支給月数は4.45月となっております。改定内容としましては、記載のとおり給料表の改定、つまり月例給与の改定はございません。賞与につきましては、支給月数をその官民との差、0.15月を下げる内容となっております。

支給月数の表につきましては、令和3年度につきましては、12月の期末手当の改定を行っておりませんので、全て4.45月の支給が済んでございます。令和4年度以降は、期末手当、勤勉手当合計で0.15月減らしまして、記載のとおり6月と12月の賞与のほうを支給することといたします。

2面につきましては、再任用の職員の支給月数、年2.35月から2.25月ということで、再任用職員は0.1月分改定を行います。

改正条例につきましては、一般職職員給与条例の一部改正をこの本会議追加最終日の議案の中でご提出させていただきます。

施行日は公布日でございます。

なお、12月の本来引くべき月数につきましては、冒頭のご説明のとおり、この6月の期末手当から、本来12月に減額されるべきものを除いた分を6月に支給することとしてございますので、よろしく願いいたします。

説明は以上です。

議長（二見裕子君）次に、令和4年度税制改正（案）についての件を報告願います。野津税務課長。税務課長（野津博美君）それでは、令和4年度税制改正（案）についてでございます。

令和4年度税制改正の大綱に基づく地方税法等の一部を改正する法律（案）のうち、市町村税に関する主な改正の概要についてご報告申し上げます。

今回の改正の主なものは、個人住民税、固定資産税に関するものです。

まず、1点目、個人住民税関係では、住宅ローン控除の見直しとなっております。

個人住民税での住宅ローン控除の特例は、税源移譲の際に創設されたもので、所得税から控除し切れなかった額を住民税から控除するというもので、この特例を4年延長することと併せまして、消費税率の引上げによる需要平準化対策が終了したといたしまして、個人住民税から控除する限度額を7%から5%に引き下げるというものでございます。

なお、この措置に関する減収額は従来どおり全額国費で補填されます。

続きまして、2点目、固定資産税関係です。

1、土地の負担調整についてですけれども、令和3年度の税制改正で、令和3年度の土地の課税については、前年度と同額に据え置く措置が取られまして、令和4年度は、土地の利用形態が変わりがなく課税標準額が評価額の60%に達していない土地であれば、令和3年度の課税標準額に5%加算した額が令和4年度の課税標準額となりますところを、激変緩和の観点から、令和4年度に限りましてその5%の上がり幅を半分の2.5%にとどめるというものでございます。

なお、別に軽減の特例のあります住宅用地や農地につきましては、これまでどおりの措置となっております。

最後ですけれども、2番、令和3年度分の固定資産税に係る価格に関する審査申出の特例です。

1の土地の負担調整のところで申し上げましたとおり、令和3年度は価格を据え置く措置が取られましたことによりまして、令和3年度の土地の価格の上昇に気づかない納税者がいらっしゃった可能性がありますために、土地の価格に対する審査申出の機会を確保するというための措置となっております。

以上が主な税制改正の概要となっております。

今後の対応ですけれども、現在国会で審議されている地方税法等の一部の改正に伴い、税条例の一部改正を専決処分とし、改正内容につきましては、次の議会で報告させていただく予定でございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）その他報告が終了いたしました。質疑があれば承ります。質疑はありませんか。田中豊一議員。

1番（田中豊一君）1番目の地区公民館等の耐震化に対する補助についてお聞きしたいと思います。

この件について、私も一般質問させていただいて、先日の本会議の予算の説明でも、耐震化に対する調査をやっただけということ聞いていますし、また、さらにその後の対応として、今回こういう補助制度を創設していただくというのは非常にありがたいことでございます。

それで、ちょっとお聞きしたいのは、この中の項目の3番目で、老人憩いの家と併設という、これはたしか6地区あったと思うんですけれども、先ほど総務課長のほうから、2番目のところで7という数字が聞こえたように思ったんですけれども、6プラス1を言っているのか、そのほかに公

民館単独の施設のことを言っているのか、そこを教えてください。

議長（二見裕子君）奥村総務課長。

総務課長（奥村光男君）先ほどの説明では、6プラス1で説明してございまして、この3番の②の「①で掲げる施設と同等の構造を有する施設」というところで、今、まだ地区で耐震化が進んでいない大宮地区につきましても、今後の話合いによればこの補助メニューの対象になってくるということも想定して、7地区という形でご説明をさせていただいたところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）拡充されるということはありがたいことなんですけれども、それでは、例えば公民館単独で立地している地区が幾つかあると思うんですけれども、そういうところはもう対象にならないということでもよろしいんですかね、もう憩いの家の耐震化は終わっているということで、それはそれでいいんですかね。

議長（二見裕子君）奥村総務課長。

総務課長（奥村光男君）はい、そのとおりでございます。

そういった地区につきましては、もう老人憩いの家の耐震化が終わっておりますので、地区に耐震化された拠点施設があるというところで、今回の補助メニューの中では想定していないというところでございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）単独で地区公民館とか集会所を持っているところについては、役場の立場としては憩いの家、確かに耐震化されて完成しているんですけれども、ほぼ公共施設というところで、耐震化を促す必要があるんじゃないかと思うんですけれども、そのあたりは、もうその対象は今のところ7つしか考えていないということでもよろしいんですか。

議長（二見裕子君）奥村総務課長。

総務課長（奥村光男君）まずは、老人の憩いの家の耐震化を進めていく中で、この4年度予算にも計上しておりますけれども、併設地区の公民館の耐震化を進めていくためにはどういった支援ができるのかというところで、この補助要綱のほう、案としてまとめたものでございますので、まずはそういった地区を支援していきたいというところで、今回こういった要綱の案を検討したというところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）今後、これが町政連絡事務嘱託員の会議とかに発表されたら、単独のところからの要望も出てくると思うんですけれども、その対応については、町全体のことでございますので、対応、そのあたりの要望も聞いていただいて、よろしくお願ひしたいと思います。今日はもうこのぐらいにしておきます。

以上です。ありがとうございます。

議長（二見裕子君）ほかに質疑ありませんか。大林議員。

2番（大林隆昭君）同じところなんですけど、補助金を出していただけるというのは大変ありがたいんですが、その補助金を出す条件というのは、もう特にここに書かれている限りということですかね。

議長（二見裕子君）奥村総務課長。

総務課長（奥村光男君）基本的には、この4月から、先ほども言いました耐震診断というのを実施しますので、当然耐震性を有していない施設というのがその条件、前提になってくるといったものでございます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）分かりました。

しっかり熊取町から補助を出すに当たって、例えば耐震化ができた施設になるわけですから、自主防災組織の拠点としてしっかりと使ってくださいという意味で、しっかりと、何年以内にマニュアルをつくってくださいねとかそういう指導も併せて行えば、進んでいくんじゃないかなというふうに思いますので、そちらも一緒にお願いすればいいんじゃないかなというふうに思っています。

以上です。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

議長（二見裕子君）それでは、ほかに何かあれば承りますが。

（「なし」の声あり）

ないようですので、以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「14時12分」閉会）

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

二見裕子